

起りたりしなり。

資本利子税に對する非難種々あり。第一は此税を設置して債權者が得る所の收益を税せんとするも債權者は通例債務者に對して優者の地位に在るを以て負擔を債務者に轉嫁し、結局此租税の目的は達するを得ずといふの缺點なり。第二には資本主に大なる刺戟を與へて資本を無税國に派出せしめ資本の増加を防ぐの虞あり。第三には利子は其高低常に一定せずといふの缺點あり。加之此租税の物體を確知するとは頗る困難なり。特に近世信用交通の發達貸金關係の人々國々相互の間に於ける錯綜と共に其實行は愈々困難となる此等の缺點又は困難あるに拘らず全收益税制度を完全せんが爲めには之が設定を希望せらるゝととなるなり。

利子の中には往々にして勞力の收益貸付及び利子の徴收に要する手數又は勞力の報酬往々にして又保険料金をも含めり。本來いへば資本利子税は此等のものを引去るとを要すれども精密に行はれ難きを以て實際上是全く之を度外視し又は幾分の斟酌を與ふるのみ。

資本利子税の賦課方法には間接法と直接法とあり、直接法は債權者即ち利子取得者に直接に課税するの法にして間接法は債務者に課税し、債務者をして利子の減却によつて債權者に負擔を嫁せしむるの法なり。然し債務者に課税し利子支拂の際に之を減却せしむるは一見便法たるに似たりと雖良好の結果を生ずると難し。蓋し債務者は概して弱者の地位に在るを以て負擔を移轉する能はざる場合甚だ少からず。又負債の状況を申告するは人の嫌惡する所なれば、勢ひ脱税の場合を多からしむ、加之此法によるときは外國より來る所の利子に對しては此租税を負はしむるを得ざるの不便あり。然れば此租税の賦課法としては通例直接法を用ゆ而して其直接法を實行するに當りては通例公債等の外は納税者の申告に基き監督の法を設けて之を行ふ。

此租税は收益税制度のみを有し、又は一般所得税の傍に收益税を有するの國には行はるゝも夫の收益税を設けずして一般所得税のみ存する國に於ては他の種の收益同様一般所得税の一部として課税せられ。普魯西及英國は後者の例なり、佛國には普佛戰爭以後部分的の資本利子税を採用せり。

第六目 勞働收益稅論

勞働收益稅とは人の精神的若くは肉體的の勞働より得る所の收益に課稅する者にして收益稅のみを存する國には行はるゝを見れとも一般所得稅の傍に收益稅を有し又は一般所得稅のみを存する國に於ては一般所得稅の一成分を成すのみ。現に此租稅を存するはバイエルン、ザルテンベルヒ等二三國に止まる。

第二項 人稅論

第一目 人稅總論

此に人稅とはエーベルヒ等の所謂人稅にして主體稅の意義に於ける人稅なり。前の收益稅は箇々の種類の所得を目當てとするに反して人稅は或人が收入する全體の所得を目當てとするなり。固より人頭稅階級稅の如きに至ては表面上は所得を目當とすとは稱すべからずと雖も人は直接間接に所得なくして存在すると能はざるものなるを以て實は矢張り全體の所得を目當としたりといふに防げなし。人稅中人頭稅と階級稅とに至ては極めて欠點多きを免れずと雖所得稅に至ては大に進歩したる租稅といふて可なり。

第二目 人頭稅及階級稅論

(甲)人頭稅

人稅の最簡單なる形式は人が租稅の主體にして兼て又物體たるもの即ち人頭稅なり。狹義若くは固有の意義に於ける人頭稅は各納稅義務者即ち各家長又は各個人(此後の場合には凡ての人々より又は一定の年齢性等の條件の下に各人より例せば成長したる産業能力ある男子に對して同額の租稅を賦課するものなり。斯かる人頭稅は嘗て昔時にありては盛に行はれ當時經濟社會の進歩せず各人の財産事情の略ぼ相似たる時代に在ては適當なる租稅たりしに相違なしと雖、今日となりては極めて不公平なる租稅たるを免れず。特に納稅者の地位、年齢性等の區別なく凡て人に同額の賦課を爲すの人頭稅に於て甚しとす。

人頭稅に付き有名なるは魯國の人頭稅なりしも今は廢止せられ佛蘭西に存する人及び住居稅は勞銀、給料、及び自由營業より生ずる所得に課するの租稅にして純然たる人頭稅に非るなり。

(乙)階級稅

階級税は歴史上人税より固有の所得税に移る過度時代の租税なり。此租税は多少給付能力を斟酌して階級に分つ其原始的なるは納税義務者の社會階級によりて分級し各級税額を異にするものなり。是よりも少しく複雑なるは此等の各級を其負擔力に應じて更に數級に小分するものなり。而して斯かる人の給付能力に影響すべき經濟上の事情を一層多く顧慮するに従ひて愈々固有の所得税に近くとなるなり。此租税は人頭税に比すれば一層の進歩なれとも今日の事情よりして之を見れば未だ以て満足の方法とは認むると能はず唯た他日所得税に移る一過度制度と認むべきのみ。

階級税の發達に付き著しき例を示したるは普魯西なり。普魯西の階級税は穀粉及び屠牛税と相並て一八二〇年五月三十日の法律により非市街地の租税として採用せられたるものなり。此法律によるときは凡て十四歳以上の住民は僅少なる例外を以て納税義務を負ひ四級に分たれ、各級は更に三小分せらる、後一八五一年五月に至り變形して階級及階級所得となれり。其の階級税は穀粉及屠牛税を課せられざる地方に於て一千「ターレル」以下の所得額を有する凡ての住民に賦課

するものにして階級所得税は右一千「ターレル」以上の所得を有する全國の凡ての住民に賦課するものなり。階級税は三分級せられ各級更に四小分せらる、前の三級は階級により後の小分は給付能力による、後又一八七三年五月二十五日の法律により穀粉及屠牛税廢止せられ、階級税は市街地にも行はるゝとなれり。斯くて一八九一年に至り其六月二十四日の法律により階級及階級所得税は廢止せられ一般所得税が之に代はるととなれり。

第三目 一般所得税論

階級税が納税義務者の給付能力の概定を以て足れりとするに反して一般所得税は出來得る丈け綿密に各人の給付能力に應じて課税せんとするものなり。然り而して納税者の給付能力を計るの標準として隨て又納税額の大小を計るの標準として用ゐらるゝは所得なり。而して此に所得といふは前の部分的の所得に反して納税者の資本土地建物商工業及び其他の職業及び年金等諸種の本源より生ずる全軀の年所得額を指す。尤も此に全軀の所得といふも之に關し注意すべき二點を指示すると必要なり。第一は所得の觀念にして第二は所得中賦税上控除

すべき費額に關するの問題なり。

學理上所得といへば一箇人が規則立ちて取得する収入にして自箇の利益の爲めに處分し得るものならざるべからず。然し實際の立法例は斯く明瞭ならずして課税せらるべき所得が自箇の利益の爲めに處分せらるべきものたるを要するに至ては各國其軌を一にすれとも規則立ちたる収入が如何なるものなるやに至ては其採る所の主義一様ならず。例せば我國の法によれば營利の事業に屬せざる一時の所得は免税とするに反して營利に屬する一時の所得は課税の範圍内に置く。然し實際斯かる所得は納税者別に申告すると之なかるべきを以て課税の範圍内に置くも然らざるも結果に於ては異らざるなり。

次に全幹の所得といふも之によりて給付能力の大小を計るには所謂純所得を見ざるべからず。然れば各國の立法例は通常全幹の所得より其獲得に使用せられたる費用と負債の利子とを減却し尙ほ各人の人的の事情をも斟酌せり。抑も一般所得税の他の諸税に比して勝れたることは夙に學者の着眼したる所にして各人の給付能力に影響する諸多の原素を斟酌して課税するを得るは此税を措て外

に之あらざるなり。夫の階級を分つことの容易なる取得費負債の額を減却するの容易なる生活最少費を減却するの容易なる又所得額の動搖に伴ふことの容易なる其他分裂したる収益税よりも比較的僅少なる徴收費にて收納するを得るが如き又夫の累進税率が最完全に適用せらるゝを得るが如き税歩を容易に上下するを得るの故を以て収入額の浮沈ある他種租税の補充たるの資格を具へ、又非常の場合に於ける補助となるが如き或は又經驗によれば収入額の浮沈少きが如き孰れも此租税の特色なり。而も此租税は他の一面に諸多の缺點あり、隨て其利益は大に減却せらるゝとを忘るべからず。缺點とは他に非ず、所得を確實に定むるとの困難是なり。抑も所得額の確定は政府當局者の査定により或は納税者の申告に更に或は兩者の結合による、然し今日に於ては所得税の賦課は必ずや納税義務者の申告の力を借るべきと一般に人の認る所なり。而も此方法の實際満足なる結果を生ぜざるとも亦争ふべからざるの事實なり。其然る所以は一は人民の大部分は別に明確なる簿記を備へず、隨て精密なる所得事情を知るに由なきに、と雖又主として一般人の良心が租税事情につき未だ十分に發達し居らざるに

よるなり。此等の弊害特に後者に對しては監督を嚴にして之れを正すを得るなり。即ち納税義務者をして所得を申告せしむるに當ては其所得の重なる科目に從て申告せしめて之を審査委員會の議に附し其申告にして虚偽に涉るときは之に嚴重なる罰則を課し、又其申告を怠りたるものにも同様罰則を適用し此等の場合には審査委員自ら其額を議定するとなるなり。尤も委員會の議從て定めたる政府の決定にして不當と認むるものは訴願の道に出るを得ざるべからず。願ふに此方法にして實行せられんには常に租税行政上満足なる結果が得らるべきのみならず、又以て租税良心を養ふに足らんか。

尙ほ此租税の完全に行はれんが爲めには社會の制裁の大にして社會公共の監督の嚴ならんとを要するなり。

以上いふ所により明なるが如く所得税には長所もあれとも短所も之あるを以て今日に於て全然収益税又は財産税を廢して所得税のみを採用するとは殆ど行ふべからず。特に所得税に於て基礎ある所得 (Grundiertes Einkommen) と基礎なき所得 (nicht f. e.) との區別を立てずして税率を課するの所に在ては財産税又は収益税に

よりて基礎ある所得に特段なる重き負擔を爲さしむるを要するなり。以上所得税に關する一般の説述を終へたれば是より各國の立法例を示さん。

佛國には一般所得税なし、英國の所得税制度は主として一八四二年の法律に基き其後數度の變更を経たるものなり。此租税制度は實は収益税制度にして唯た所得税的の動機を加味するに止まるなり。即ち此法によるときは先づ租税の物體を五類に分つシ、シチュールAは土地及び家屋を其小作料、賃貸料により確知したる年収益に從て課税し、利子及び類似の課徴物は之を収益源より減却す。シチュールBは農業小作人の推定所得を課税するものにして小作人の所得は英國にありてはシチュールAの年収益の半ば蘇格蘭及び愛蘭に於ては三分の一に等しきものと推定せらる。シチュールCは公の金庫より支拂はるゝ利子、年金、配當金等より成立つ所得にして支拂に際して控除せらる。シチュールDは池の四部に屬せざる全株の所得にして之を六小分す、即ち(1)商工業よりの所得、(2)自由職業及び賃取労働よりの所得、(3)不規則なる収益よりの所得、(4)シチュールDにて課せられざる政府保険金、(5)外國及び殖民地放資よりの所得、(6)其他の年収入是なり。終りに

「シニチュール」Eは公又私の吏員の所得なり。凡て百六十磅以下の所得は免除せられ百六十磅乃至四百磅の所得に對しては其百六十磅を免除し、四百乃至五百磅に對しては一八九九年以來百五十磅を五百乃至六百磅の所得に對しては百二十磅を六百乃至七百磅に對しては七十磅を免除し、以て此間に累進税の作用を爲さしむ。税歩は年々財政法律により定められ必ずしも一定せず。近頃までは凡ての所得種類に對して同一なりしも近年に至ては之を區別し「シニチュール」A、C、D、Eは一磅に付き八片、Bは三片なり。

普魯西の所得税は一八九一年六月二十四日の法律による納税義務者は普魯西に住居又は一年以上の居所を有する者なるか又は然らざるも普魯西の國庫より俸給等を受る者及び普魯西に於ける土地商工業其他の營業所を有する者なるときは其部分に付き納税義務を負ふ。而して又此納税義務は法人(株式會社、株式合資會社、礦業會社、信用組合等)に及ぶ王室及び二三公爵家の一族は免除せらる。而して租税の物躰は一年の全躰の所得(遺産相續等による財産の増加は別なり)此物躰は四種に分る(1)資本財産(2)土地財産及び永小作、貸貸借(3)商工業及び礦業(4)其の

他の定時收入すべき職業及び權利より入る所得是なり。而して此種類の異なるに伴れて納税義務ある所得計算の法を異す。商工業の所得に付ては獨逸商法にて定められたる貸借對照表上の純益及び普通の商人間の慣習により株式會社等の納税所得は資本又は負債の償還金改良擴張又は準備金の設置に使用せらるゝ額として既拂込株式資本の百分の三箇半を減却したる殘額による。凡て九百馬克までの所得は租税を免除し其他の所得より減却に取らるゝものは(1)所得の收得維持の爲めに使用せられたる支出(2)納税義務者より支拂はるゝ負債の利子、但し所得源に關する範圍内に於て(3)一定の法律上負ふ所の永久の負擔(4)土地、礦山、營業に關する直接税並に營業費に算入せらるゝ間接税(5)建物、機械、營業道具等の補償費(6)公の勞働者保險並に寡婦孤兒及び養老金庫への分擔金(7)六百馬克を超へざる範圍内にて納税義務者の保險掛金等にして夫の生計費及び事業の擴張費等の類は減却せられず。税歩は九百乃至千五百馬克に對しては六馬克千五十乃至千二百馬克に對しては九馬克……千八百乃至二千一百馬克に對しては三十一馬克……九千乃至九千五百馬克に對しては二百七十六馬克等即ち累

進税なり。賦課は納税義務者の所得及び負債利子等に關する申告に基き消費(家計)の事情を斟酌して收税委員會の査定により之を定む。

我國の所得税法は三十二年二月法律第十七號を基礎とし、爾後三十四年四月法律第十七號により多少の修正を経たるものなり。之によれば先づ所得の種類を(1)法人の所得、(2)此法律施行地にて支拂を爲す公債社債の利子、(3)其他の所得の三種に分ち、税歩及び所得計算法を異らしむ。而して本税の主觀的納税義務の範圍は帝國內此法律施行地沖繩縣、小笠原島及伊豆七島外に住所を有し、又は一箇年以上居所を有する者なるか又は右の條件を充たさざるも此法律施行地に資産營業又は職業を有し若くは公債社債の利子支拂を受くるものは其所得に付てのみ納税義務あるものとす。但し産業組合には課税せず(三十三年四月法三四號産業組合法)。

次に客觀的納税義務の範圍は先づ(一)軍人從軍中に係る俸給、(二)扶助料及傷痍疾病者の恩給、(三)旅費學資金及法定扶養料、(四)營利を目的とせざる法人の所得、(五)營利の事業に屬せざる一時の所得、(六)外國又は此法律を施行せざる地に於ける資産營業

又は職業による所得、但し此法律施行地に本店を有する法人の所得を除く、(七)此法律により所得税を課せられたる法人より受る配當金及び割賦賞與金には所得税を免除し、其他の所得にても第一種は各事業年度總益金より同年度總損金前年度繰越金及保險責任準備金を控除したるものを以て納税所得とす。但し帝國內此法律施行地に本店を有せざる法人の所得は此法律施行地に於ける資産又は營業より生ずる各事業年度の益金より同年度損金を控除したるものによる。第三種は總收入金額より必要の經費(種苗、蠶種、肥料の購買費、家畜其他の飼養料仕入品の原價、原料品の代價、場所物件の修繕費、其借入料場所物件又は業務に係る公課、雇人の給料其他其収入を得るに必要な經費に限る、家事上の費用及び之と關聯するものは之を除く)三十二年三月勅令第七十八號施行規則を控除したる豫算年額による(但し此法律施行地に於て支拂を受けざる公債社債の利子營業に非る貸金預金の利子此法律により所得税を課せられざる法人より受けたる配當金俸給、給料、手當金、歳費手當、恩給金は其収入額の豫算年額に依り山林の所得は前年の所得により田畑の所得は前三箇年間所得平均高を以て算出す)。第二種は支拂額を以て

納税所得とす。税歩は第一種は千分の二十五第二種は千分の二十第三種は三百圓以上五百圓未満の千分の十五百圓以上千圓未満の千分の十二より順次累進して以て十萬圓以上の千分の五十五に至る(第三種三百圓未満の所得は免税す。賦課徴收の方法は第二種の所得は金額支拂の際支拂者其所得税を徴收して都度之を政府に納む。第一種は各事業年度毎に之を課し年度毎に損益計算書を提出せしめ政府之を調査して決定を與ふ。第三種は年金の年額を二分し其年九月及翌年三月之を徴收し納税義務者をして毎年四月中に所得の種類金額を詳記して政府に申告せしめ所得調査委員會は各稅務署所轄内に一つを置き委員は調査委員選舉人之を選舉す選舉人は所轄内に住居し納税義務を申告し尙ほ法定の條件を備へたる者之を選舉す)の調査により政府之を決定す。政府にして委員會の決議を不當と認むるときは之を再調査に付し尙ほ其決議を不當と認むるときは政府に於て決定す。政府の決定したる金額にして納税義務者(第一種及第三種)異議あるときは不服の事由を具して政府に申出て審査を求むるを得。此請求ありたるときは審査委員會を開き其決議により政府之を決定す(審査委員會は收稅官吏三

人委員四人を以て組織し收稅官吏を以てすべき委員は大藏大臣之を命じ調査委員を以てすべき委員は稅務管理局所轄内の調査委員毎年選舉す。然り而して尙ほ所得金額の決定に對し不服ある者は訴訟又は行政訴訟を爲すとを得せしむ。尙ほ所得金額を隠蔽して逋税したる者には相當の罰金を賦課す。

第三項 所有稅論

財産所有稅一に稱して財産稅と唱へらるゝは收益財産たると享樂財産たるとを問はず凡への種類の財産の所有につき僅少なる例外を以て賦課せらるゝの租稅なり。財産所有稅は實に此點に於て後に説明すべき交通稅と異なる。前者は財産の所有に課稅し後者は所有の變更に賦課す。前者は靜的にして後者は動的なり。若し夫れ財産稅の稅源に遡りて稽ふるときは財産稅には名義上の財産稅と實質上の財産稅とあるとを知るべきなり。而して眞に財産稅と稱すべきは實質上の財産稅のみなり。所謂實質上の財産稅にありては稅源は財産其ものにして課稅の目的は國家の爲めに財産の一部を徴收するにあり。斯かる租稅は固より常時設定すべきものに非れとも而も國家非常の際にありては又之を課するの止むを

得ざるとあり。斯く實質上財産税は常時の租税にあらざるを以て其の通例財産税と稱せらるゝは名義上の財産税なり。此場合にをける財産は唯収入の大きを間接に測定する標準となるなり。換言すれば此場合にありては財産の所有と收益との間に或る關係若くは割合が存すと云ふの假定よりして財産の所有が收益税の目的を達するの方便となるなり。斯くの如く此租税の目的とする所は財産の一部を徴收するにあらずして唯財産により計られたる給付能力の課税なり。換言すれば税源は財産に非ずして財産により推定せられたる所得又は收益なり。嘗てもいへるが如く凡そ古代に於ける租税の標準となりしものは極めて單純なるものにして又之にて十分なりしなり。然れば當時は人頭税財産税の如きものが専ら行はれ其財産税は又往々にして實質上の財産税たりしなり。當時租税一般の原則が普ねからざりしを以て納税者の間に極めて不公平の實を存したりしなり。然るに近世に至り其漸く租税原理の明となるに従ひては次第に名義上の財産税のみが至當なると明となるに至れり。

のあり。例せば享樂財産中必要なる生活維持に使用せらるゝものに至りては之を考察の外に取るを至當とす。嘗に之のみならず享樂財産は其他の種類のものと同完全なる租税賦課の標準といふとを得ず。何となれば第一此等の財産の範圍及び種類は人の習慣嗜好地位等により定まり必ずしも給付能力との間に關係又は割合を存せざるのみならず貴重品の所有は隠匿せられ易く且つ古器物の如きに至ては相當なる價格を見積ると容易ならざればなり。唯享樂財産中の或物體例へば庭園馬車乘馬等の類は通例高き給付能力を示し假令必ずしも然らずとするも奢侈税の物體として課税せらる。特に隠匿困難に價格の評定も容易なるの便あり。要するに享樂財産は注意深き選擇の後に初めて課税の標準となり得るなり。尤も享樂財産に課するの租税は一方に財産税たると同時に他の一面に於ては消費税の一種たる使用税たり。此種の財産と収益財産とを一括して課税せらるゝ場合に非るよりは即ち單に此種の財産のみを税せらるゝ場合の如きは寧ろ使用税と稱するを適當とするなり。

然れば財産税の基礎たる者は主として収益財産なり。蓋し享樂財産が人の給付

能力を表示するは全く間接にして収益財産は實に比較的直接的に給付能力を表示する者なればなり。尤も収益財産といへとも完全に給付能力を表示する者といふを得ず。唯極めて大略に止まるなり。何となれば先づ此租税を賦課するには収益財産の価格は評定價格によるべきか價格の大小は必ずしも収益の大小と比例せざるべし否な此缺點は財産の種類により税歩に斟酌を施して補充するを得たりと^②するも動狀にある財産と靜狀にある財産との區別の如きは至て難く隨て靜狀にある財産も亦多くは現に収益を與ふる財産同様課税せらるゝとなるの缺點あり。加之同一種の動狀にある財産も所有者其人により収益に大小を生ず。而も財産税は之を顧ると能はざるなり。昔に之のみならず若も財産税にして單一の直接税ならんには人的の(即ち資本財貨の助を借らずして經濟上使用せらるゝ)勞働収益は租税を免除せらるゝとなるといふ大缺點あり。是を以て財産税は單一の直接税たる資格なきなり。故に之が補充として二三の國に於ては嘗て單純なる人頭税を採用したるとありと雖之は不満足なり。寧ろ今日の租税制度としては一般所得税の傍に斯かる租税を備へ得るのみ。此場合にありては一般

所得税の傍に収益税の設けらるゝと同じく基礎ある所得の重課するの原則に大畧合するととなるなり。尙此租税に付ては如何なる方法にて財産價格が確定せらるゝや、如何なる財産の種類が租税の物體とせらるゝや、享樂財産も亦其物體とせらるゝや、若し然るときは如何なる範圍に於てか又財産價格中如何なる額が免除せらるゝや、等の問題あれとも今は敢て詳述せず。

財産税制度は概して久しき以前の制定に係る。然れとも此等のものは今暫らく之を措き近頃の制定に係る普魯西の財産税に付き一言せん。

普魯西の財産税は一八九三年七月十四日の法律によりて一般所得税の補充税として採用せられたるものなり。此法律により納税義務あるものは所得税を納むる義務ある凡ての自然人にして租税の物體は營業資本及び其他の資本財産たる凡ての動産不動産なり。家財其他土地又は企業資本の附屬物たらざる動物的物體に至ては課税物體より除外せらるゝのみならず更に又課税物體の價格中より納税義務者の資本的負債(家計的負債は然らず)が除外せらる。而して六千馬克までの財産若又所有者の年所得が九百馬克を超へざるときは二萬馬克までの財産は

租税を免除し、更に又少年者孤兒及び産業無能力者を養ふ所の婦人は課税財産が二万馬克、年所得(所得税法に従ひ)一千二百馬克を超へざる範圍内に於ては免除せらる。租税は階級に分れ各級の下限の課税財産の一萬分の五を以て税步とす。例せば六千乃至八千馬克に對しては三馬克、八千乃至一萬馬克に對しては四馬克、二萬乃至二萬二千馬克に對しては十馬克の類なり。賦課は所得税と關連して行はれ主として査定による。

第四項 交通税論

第一目 交通税總論

交通税とは經濟社會にありて價格の移轉若くは移動あるに當り其移動又は移轉あると共に直ちに之を標準として賦課せらるゝの租税をいふ。而して此に移動といへるは單に賣買讓與等のみならず、經濟社會の進歩變遷に伴れ新に價格を生ずる場合をも包含すればなり。而して又此に價格といへるは資格其他財産に非ざる價格の移動の場合をも包含すればなり。此租税の税源は或は價格の移動又は移動により生ぜらるゝ利得なり。或は課税の經過に於て別に利得を生ぜざる場

合に於ては當事者の他の財産又は所得に存す。然り而して課税の基礎は通例交通に現はれたる價格又は此際用ゐられたる書類面の價格なり。而して又税金額は或は直接に當事者の双方又は一方より公の金庫に支拂ひ或は印紙を以て之を納む。

此租税を賦課せらるべき場合は必ずしも有形的に財産の移轉せらるゝ場合に限らざれとも主たるものは財産の移轉せらるゝ場合なり。此場合に於ける本税と前の財産所有税とを比するときは後者は或人の手にある財産の全部又は一部に對し、通例規則正しき時期に課税せんとするに反し後者は單に不規則なる時期に一人の手より他人の手に移轉せらるゝ財産を税するにあり。

此と赴を異にし此租税の多數のものは手数料特に司法手数料と相似たり。蓋し交通税の多くは或法律上の手續の際に徴收せられ又手数料にも行はるゝ所の印紙によるとあるを以てなり。隨て實際に於ては其實交通税たるものが手数料として示され、又手数料たるの實を存し乍ら交通税と稱せられ或は又名目の如何を同はず實際兩種の元素を加味するとあり、特に交通税の萌芽が手数料にあるを以

て見るも其間の密接したると知るべきなり。但し性質上手数料と交通税とは異なる所のものありて存す、即ち前者は官廳の行爲あるを要件とし、後者は價格の移轉あるを要件とするも必ずしも官廳の行爲を要件とせざるなり。更に財政上の目的に於ても兩者の間に異なる所あり、即ち手数料にありては國家に生ぜる特別の勞費を補充するにあるに、此租税は單純に國の收入を擧るを目的とす。第三には徵收の額に付ても前者にありては原則上決費の大さ又は給付の價格により、後者にありては價格若くは給付能力の大さによる。然し此區別は固より理論に止まり、實際に於て價格の移轉と同時に國家官廳の行爲を煩はす爲めに同時に交通税にして手数料たるが如き場合之なしとせず。

今茲に交通税全躰に付き聊か批評を加ふる所あらんに、交通税は概して交通を防ぐ、而して交通の頻繁は一國經濟上の進歩を計るの所以なるの理由を以て非難せらる。然乍ら今日の事情の下に於ては、單に所得税収益税のみを以て人民に對して平等なる負擔を負はしむと能はざるのみならず、又國家の經費を十分に補充すると難し、特に資本の利用有價證券の運轉により得る所の收利に對しては負擔比

較的輕きやの觀あり、特に資本利子税を設置せざる國に於て然りとす。故に交通税を設るは實に此等の欠點を補ふの效果なくんばあらず。且つ夫れ所得税収益税に累進率を適用するとの完全に行はれざる現時の事情にありては、此交通税を設る所あるは實に比較的大資本者に大負擔を爲さしむるの目的を達するものといふべし。或は又見様によりては消費税の負擔頗る重き所にありては、交通税の設置は各人民の負擔を平等ならしむる所以の一方、便となる、唯た所得税収益税の賦課の狀況が適當となり、消費税の負擔が輕きに從ひては、交通税を設置するの理由は愈々強くなる。要するに交通税は如何なる事情の下にも存置すべきの理由は之なしと雖、兎に角今日の事情の下には多少之を存置するの理由むしる勝れるや如し。

交通税には種類多く分類の方法も區々たり。今一々之を述ぶるの暇なし、吾人は専ら我國に行はるゝ登録税印紙税取引所税に付き説述するに止めん。

第二目 證券印紙税論

此に題する證券印紙税及び次きの登録税は共に形式に從ひて下したるの名稱に

して特に證券印紙税は徴收方法に従ひて下されたるの名なり。言を換へていへば證券又は印紙の法によりて徴收せらるゝものが即ち證券印紙税たる也。然しなから茲に證券又は印紙の法により徴收せらるゝといふは如何なる實質の租税たるを問はず此方法によるの租税は凡べて證券印紙税也といふにあらず夫の賣藥税、骨牌税の如き印紙の法によれとも消費税の一種と認めらる。此にいふ所は即ち交通税の一稱として證券印紙による租税也。然れとも交通税にして證券印紙の法によるもの亦必ずしも證券印紙税と稱せられざる也。夫 登録税の如きも交通税にして證券印紙によることはあれとも之を以て證券印紙税とは稱せず謂ふ所の證券印紙税は即ち登録といふか如き官廳の特別の行爲と伴はざる場合の租税也。要するに證券印紙税は單に或種の經濟的交通に關する出來事特に財産の移轉及契約の締結といへる行爲に對し證券又は印紙の法によりて徴收せらるゝの租税也。

尤も國によりては例せば佛蘭西の如きにありては我國の印紙税法に定むる諸種の證書類の外有ゆる種類の廣告又は廣告の爲めに用ゐられたる張札、碑骨、汽車鐘、鐵馬車、船舶等の乗客に渡す切符の類にまでも印紙税を課すと雖も此等は寧ろ本來の印紙税とは見做されず。

今證券印紙税の長短得失を稽ふるに先づ其欠點と認めらるゝは

- (一) 納税者の負擔力に應せず、よし應ずとするも其應ずるの程度不十分なりといふの點也。此點たる強ち證券印紙税特有の缺點にはあらずして凡へての從事税は否な所得税以外の諸税は皆多少此非難を免れざる也。蓋し納税者の全財産の給付能力に向て課税せず唯だ箇々別々の出來事に對して課税するが故也。
- (二) 特に經濟交通にありて此の租税の負擔は通常弱者によりて擔はるゝこととなり其の結果いたく下級の民を苦しむることとなるの弊あり。例へば書て負債をなせるものが其の財産を賣却するに當り賣却に伴ひて必ず印紙税を納めざるべからずとせば其の負擔は動ひ賣却の薄き負債者たる賣却人に歸するが如し。

(三) 曾に之のみならず税歩が重きに過くるに於ては經濟交通を阻害するの恐あり。是れ其負擔にして重きに於ては之を避けんが爲めに日常の取引を差控へ

よしとを拂つざるとするも脱税の虞あるを以て當局者常に之を豫防するの必要あるが爲め也。

以上は通常此租税に向て主張せらるゝの非難なれとも此等の非難は税歩又は税額にして甚たしく過重なりざるに於ては左迄憂ふるに足らざるが如し。

謂て此租税の長所を舉ぐに

(一) 此租税は主として富者、特に課税を免れ易き財産又は收入を税するの利あり。蓋し一時に増加せるの財産は所得税の物躰とは見做し難く、然ればとて収益税にても之を税し難し。而して證券印紙税は實に此等の課税を免れ易き收入又は財産を税するを以て也。

(二) 又假令證券印紙税を行ふも左迄變遷を妨ぐることなく殊に税歩にして過重ならざるに於ては納税者擔税者不知本讓の間に納税の義務を盡すを得るの便あり。

其他(三) 賦税費の少きか如きも亦此租税の長所也。

此等の長所あるを以て此税法は甚だ廣く行はる。次に證券印紙の形式を述べん

に此には種々の種類あるが其重なるものは(一) 證券(二) 印紙(三) 包紙(四) 印印是也。

證券は實に證券印紙税の徴收上使用せられたる最古の形式にして千六百二十四年和蘭政府の採用に初まり爾來歐洲大陸の諸國相次て採用し嘗て我國に於ても亦採用したることありと雖も今は一般に行はれず。方今最も廣く行はるゝは實に印紙也。但し方今は一の便法として印紙貼用の代りに官印を押捺することあり、是を印印といふ。此法亦印紙の制と相並て廣く行はる。而して第三の包紙は其容積大にして租税物躰たるべきものを包容するの用に供せられ、寧ろ消費税に屬すべき印紙税の場合に用ゐらる。

而して又税率の規定方法にも種々の法あり、確定率、階級率、容積率、歩合率是也。確定率とは租税物躰の大小如何に拘らず税額が一定して常に同一の印紙を用ゆる場合をいふ。此場合は印紙を使用する場合中最簡便なるものにして交通を阻害すると比較的最少の利あり。特に税率の階級を設くるに適當の標準なき場合又は納税者が租税の物躰を辨別評價するに困難なる場合に於て最も便利なり。而して英國の印紙税法が受取、書船荷證書、倉荷預證書又は質入證書に「ペンニー」率

を適用するは其例也。

階級率は之と異り印紙税の物體たる價格の多少に従ひ階級を設け各階級に對し各一定の税額を課するをいふ。此法は英國にては手形、保險證券、銀行券等に用ゐらるゝものなるが前者に比すれば納税者の負擔力に應ずること大なるの代りに多少納税者に取りて不便なるのみならず政府に取りても取締困難也。

歩合率は物體たる價格の大小に従ひ税額の増減することは前者に同じきも其前者と異なるは前者は階級を設け税額によりて負擔を異らしむるに反して後者にありては一定の税歩を定めて物體たる價格に適用し之によりて以て同一の結果を收めんとする也。其税歩は通常同一の税歩なれとも間々累進又は累減を適用することなしとせず。

更に容積率と稱せらるゝは證書等の面積紙類に従ひて税歩又は税額を高低せしむるもの也。此方法によるときは用紙の節約を防ぐが爲めに使用せらるべき書類の形式、書式一頁内の行数、字數等を定むる必要あり。現に佛蘭西、白耳義の諸國に此法を存す。隨て誤謬脱漏を防ぐこと一層困難なるのみならず其差等を設く

るに於て採る所の標準に至ても前二者に比して一層不正確也。

斯く税率規定の方法は種々あり、各一長一短あれども印紙税を賦課するの趣旨に鑑み特に其租税としての性質に顧みるときは物體たる價格を標準とするもの即ち階級率と歩合とを以て最適當とせざるべからず。蓋し負擔力に應じて増減するものは獨り此法あるのみなるを以て也。

以上印紙税の性質、利害形式、税率を述べたれば是より更に進て此租税の重なる物體又は物體たるべきものに付て既述せん。

先づ不動産の移轉に課するの印紙税は假令形式の異なるにもよせ餘程古き以前より行はれ來れる租税にして収益税として地租を補ひ國庫をして地代又は地價の騰貴より生ずるの利益に與らしむるを得、但し土地の賣買頻繁なる場合にありては之が免除の制度を設けざるときは却て弊害あり。是を以て奧太利には此制あり。其他夫の耕地整理等の如き特殊の場合にも特に免除の制を設くるは固より至當のとなりとす。

更に又手形に對するの印紙税に至りては國によりては特別の印紙税を設け甚た

廣く行はれ其税率は成可低く、且つ確定率又は階級率によらんとを要す。夫の歩合率又は高き税率を用ゆるときは弊害勝けて數ふべからず、但し獨逸の如きは手形に對しても歩合率を適用せり、即ち手形面記載金額の一萬分の五を以て其稅歩とす。小切手に至りては其金額も小にして日常の支拂に使用せらるゝものなるを以て之に對しては特に免稅するの例少からず。然し又他方には英佛瑞西等にありては之に課稅するのみならず其經濟上に及ぼすの影響に至ても甚たしき不都合を認められず。思ふに稅歩にして輕からんには左迄の不都合を生ずるとは之なかるべし。

終りに我國の印紙稅法を述へん。我國の印紙稅法は明治三十二年三月法律第五十四號によりて定まり爾後三十四年法律第十六號により修正を受けたるもの也。此法によれば凡そ財産權の創設、移轉、變更若くは消滅を證明すへき證書帳簿及び財産權に關する追認若くは承認を證明すへき證書を作成する者は此法律により印紙稅を納むべきものとす、但し官廳又は公署より發する證書帳簿官廳又は公署に職を掌する者の職務上發する證書帳簿國庫金取扱に關し發する證書慈善又公

共事業の爲めにする金員物件の寄附に關し人民より官廳若くは公署に提出する證書俸給給料歳費手當金賞與金年金恩給金扶助料旅費及救恤金の受取書小切手金高五圓未滿の爲替手形約束手形營業に關せざる受取書金高五圓未滿若くは金高記載なき送狀受取書又は賣買仕切書主たる債務の證書に併記したる擔保契約證券の裏書及手形の裏面に記載したる受取書株券債券の讓渡を證明すべき裏面記載手形の引受保證手形及證券の拒絕證書手形及證券の複本謄本(以上印紙稅法郵便貯金の受渡に關する書類)二十三年八月法律第六十三號郵便貯金條例郵便爲替に關する書類)三十三年三月法律第五十五號郵便爲替法(保管金の受渡に屬する證書)二十三年一月法律第一號保管金規則(預り金の受渡に屬する證書)十八年五月布告第十八號預金規則(差押物件の保管證)三十三年三月法律第六十七號間接國稅犯則者處分法)は免除とす。

而して稅歩又は稅額は下に掲ぐる特殊の證書帳簿にありては證書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込に對し下に舉ぐる所の印紙稅を納むるものとす。即ち(一)委任狀は一錢(二)爲替手形約束手形銀行預金證書船荷證券運送貨物引換證倉荷

預證券、倉荷質入證券、保險證券、株券債券、株式申込證、地上權、水小作權、地役權に関する證書、使用貸借質貸借雇傭寄託、定期金に関する契約證書、定款及組合契約書、權利の變更に関する證書、追認承認に関する證書、物品、切手、賣買仕切書、送狀、受取書、金高記載なき證書、擔保差入證書、擔保品預證券、通帳は各二錢(三)判取帳は二十錢也。其他の證書は一通毎に其記載金高五圓以上のものに限り記載金高一萬分の五の割合を以て印紙税を納む。但し印紙税額五十圓となるときは五十圓に止め一錢未滿となり又は一錢未滿の端數を生ずるときは一錢に切上ぐるものとす。

印紙税を納むるの方法は證書帳簿に印紙を貼用して納むるとを原則とすれども印紙税額に相當する現金を政府に納付して税印の押捺を受け以て之に代ふるとを得せしむ。而して本税取替の爲め印紙を貼用すべき帳簿賣買仕切書送狀は當該官吏に検査の權利を認め其他脱税者には相當の罰則を規定す。

第三目 登録税論

登録税とは財産權又は其他の權利資格等の移轉に關し官簿に騰寫せらるゝに際して徵收せらるゝの租税也。即ち登録税は手数料の徵收せらるゝ場合と一致セ

るを以て往々にして之と區別せらる然し性質上登録税と手数料との間には區別ありて存す。凡そ登記若くは登録に伴ふて手数料の徵收せらるゝは此等の行爲は本來國家の當然の職務なれども而も其結果の及ぶ所は實に國家自體のみならず又一箇人にあるを以て特に其經費を支辨せしむるによりて生ずる也。然るに登録税は全く之に異り單に此機會を利用して或租税を賦課せんといふにあり故に手数料は専ら其勞費の點に着眼して額を定むれども登録税の場合には可成擔稅者の給付能力に接近せんとを勉むる也。隨て登録税の稅率はすへて登録すべき事實の性質の異なるに俾れて其標準を異にする也。即ち登録税の稅率は(一)登録事項の輕重(本登記と假登記との如し)(二)登録事項の價格の大小(不動産價格債權價格の如し)(三)登録事項により當事者の受くる利益の大小(有價取得と無價取得との如し)を標準とし其他間々他の租税との關係若くは權衡を斟酌して之を定む例せば土地の如きは經濟上の變遷進歩に伴れ其價格騰貴すへしと雖も地租は之を稅すること能はざるの嫌あり此を以て賣買其他移轉あるに際して登録税又は印紙税の作用によりて此増加したる利益を課稅するは誠に一便法といふべし。我國の

登録税法も亦此點に顧み不動産に關する登記は船舶に關する登記よりも税率を重からしめたるの跡あり是より進て登録税の長所を述べん。

(一) 登録税は税納者に於て之を負担すること容易也何となれば登録事項のある場合には當事者は多少之により利益を受け假令然らざるも貨幣の授受又は財産移轉の伴ふるを以て也。

(二) 財政上徴税費少きのみならず經濟社會の進歩隨て登録事項の頻繁となるに隨ひ其收入愈々増加するの傾あり。

之に對する非難は

(一) 登録税は登録すべき一件毎に税するを以て納税者の給付能力に適合すること難し。

(二) 税率重きに失するときは交通を阻害し間々人民負擔に堪へざることあり。

(三) 收入増加の傾ありとはいへ戦争製災等のありて國庫增收の必要を感ずる時に却て減退するの缺點あり。

右の外税率の規定方法の如きは前段印紙税の部に於て述べたる所と異じされは

復た取て贅せず。

登録税に付き最も發達し又複雑なるは佛國法也。該國の登録税法は實に十八世紀の終一七九八年以來行はれ多少の變遷を経て以て今日に至れるもの也。該國の登録税は二様より成る、一は一般の登録税法他は不動産に關する特別の登録税法也。前者は又二種の事項に關す、一は固有の登録、他は或事實の證明に關する也。此等の登録税の外に登録官吏の徴收する手数料あり。登録税の税率は法定率階級率歩合率の三を併せ用ゆるも大部分は歩合率也。

終に我國の登録税法を述べんに我國の登録税法は二十九年三月法律第一十七號により定められ爾後三十二年法律第六十號同第八十三號三十三年法律第四十四號三十四年法律第二十六號等により補修せられたるもの也。

此法律に規定する所極めて煩雜にして之を詳述するの暇なし、唯其綱要と述ふるに止めん。

先づ登録税を賦課する物躰の種類を分ち十四種とし各種更に細別して各特殊の税率を適用するものとす。(一) 不動産に關する登記(二) 船舶に關する登記(三) 船舶の

登記(四)土地臺帳登録(五)法人の登記(六)辯護士名簿登録(七)醫師、藥劑師、獸醫、齒工登録(八)船長運轉士機關長機關士水先人の登録(九)著作権の登録(一〇)特許に関する登録(一一)意匠に関する登録(一二)商標に関する登録(一三)礦業に関する登録(一四)國債の登録是也。而して税率の規定方法は歩合率と確定率とを併用せり。確定率にありしは營業標額登録の百五十圓を最高とし最低十錢に至る。歩合率は不動産の遺言贈與其他無償名義による所有權の取得に関する登記相續税の一部の千分の四一を最高とし以て最低千分の一に至る。而して右所定の例外として政府自己の爲にする登記府縣市町村其他公共團體に於て公用に供する不動産の登記社寺堂宇の敷地及墳墓地に係る登記明治六年第十八號布告地所買入併入規則及同八年第四百零八號布告建物書入買入規則に従ひ公證を経たる證書面の權利に付き債權者より申請する登記(以上税法耕地整理を施行したる爲め土地又は建物に付き登記又は登録を爲せる場合)三十二年三月法律第八十二號耕地整理法北海道國有未開地處分法により土地の付與を受けたるもの限り六月以内に其登記を請ふとき及土地臺帳に登録するとき三十二年三月法律第二十六號北海道國有未開地處分法北海

道舊土人にして農業に従事する者又は従事せんとする者に對して一月に付き土地一万五千坪以内を限り無償下付したる土地は下付の年より起算して三十箇年内に(三十二年三月法律第二十七號北海道舊土人保護法)屯田兵土地給與規則により屯田兵及屯田兵村に給與したる土地に付きては給與の日より六箇月以内に登記を請求し又は土地産帳に登録する場合(三十四年四月法律第二十五號)には凡て登録税を徴收せず其他産業組合法によれば産業組合にして登記を受くるときは營利を目的とせざる社團法人と同一の登録税を納めしめ且つ其組合員名簿の登録に付きては登録税を賦課せざるものとす。

登録税は凡へて印紙を以て納むるを原則とし唯だ例外として現金を以て徴收し若くは納付するを得るものとす、即ち税額五百圓以上なるときは納税者は現金を以て納むるを得又土地臺帳の登録につき登録税を納むべき場合に相當印紙を貼用せず若くは提出せず又は現金納付の手續を爲さざるときは當該官廳は納税告知書を發し現金を以て徴收するを得るものとす。

尙ほ相續税の如きは學理上又實際上特に論究するの價值ありと雖今類を避けて

之を省く。

第四目 取引所税論

取引所税とは取引所に於て行はるゝ取引に課するの租税也。此租税を至當とするの理由は第一取引所取引の収益は通常の収益税又は所得税の物牒ならず、隨て此租税は之が補充を成すと其収益は當事者の勞力給付の結果にあらざりして全く社會事情變遷により生ずる景氣利得なるを以て當事者は納税餘力大に又納税するに至當とすといふにあり。尤も之か課税に當ては商業交通を阻害せず又通脱の弊害を醸生せざるを心掛くべきはいふに及ばざるも兎も角定期取引は所謂差額取引たるもの多きを以て之に對しては成可税率を加重せんことを要す。

我國の取引所税法は二十六年三月法律第六號を以て定めらる此法によれば現品取引は別に課税せず定期買買に付き取引所をして商品有價證券は買買各約定代金高の万分の六、國債及び地方債證券は同万分の三の割を以て收納せしむるものとす、但し一方に賣買を解約することあるも其税金は免除せざると同時に定期賣轉賣人の賣高及買戻人の買高に係る税金は免除するものとす。

第五項 消費稅論

第一目 消費稅總論

消費稅は從率稅の最大部を占む消費稅と從率稅とを同一視する者はなきも由來消費稅と間接稅とは同一視せられたる傾あり。然かも既に間接稅なる名目にして採るべきものに非すとせば敢て之に付き多辯を費すの要なし。

消費稅の範圍は甚だ廣し、若夫れ其物牒に就きて之を見るときは有らゆる消費物は消費稅の物牒たり得るなり、現に消費稅の一種たる關稅の如きは其種類實に幾百種の多中に及べり。消費稅は獨り内國消費稅のみならず關稅をも包括すると言ふに及ばざるが尙所謂使用稅と稱せらるゝものも内國消費稅の一種たることを忘るべからず、但し使用稅は我國の稅法には一として現はれざるものにして各國の租稅制度に於ても現今重要な地位を保たざる所なるを以て以下専ら其以外の消費稅につきて論述せん。管に之のみならず間々政府獨占業の收入きてても消費稅の一と認むる學者之なしとせず。

抑も消費稅は収益稅、人稅特に所得稅の如く收入を以て擔稅者の給付能力を推測

せずして寧ろ擔稅者の支出を以て収入を計り従て給付能力を推知するものなり。擔稅者の給付能力は通例其所得によるを以て最も適切に測定せらるゝものと認めらるゝと雖、實際所得は之を計ると甚だ難く寧ろ支出によるの却て真相を得るに近きとあり。然れば消費稅は假令單獨にて其効果を發揮し得ざるも所得稅と並び行はるゝときは之が補充稅たるの效あり。然り而して消費稅は多くは納稅者即ち擔稅者に非ず、少くとも納稅者と擔稅者とが同一なることを豫期せられず、隨て消費稅の場合には必ずしも常に轉嫁の現象が現はるといふには非れども、面も其現るゝや他の租稅に比して多し、是れを以て當局者は常に此點に顧みて立法し、又稅法を適用せざるへからず。

以上消費稅の範圍及特質を述べたれば更に進て其長短得失を併せん。先づ消費稅の長所を擧ぐれば其第一は

- (一) 前に述べたる所得稅の補充稅たる點なり。
- (二) 次に消費稅の長所として重要なるは此租稅は其賦課徵收上所得稅等の如く擔稅者の經濟の内狀に立入らざといふの利益なり。尤も納稅者に對しては其

經濟の内狀に立入るの嫌なきに非ずと雖も其物昧たる所得又は收益ならざるを以て其弊は少なし。

- (三) 消費稅は又擔稅者か其の最便利とする時、又額に於て安らかに負擔し得るの便利あり。
- (四) 經濟上の進歩人民生計程度の上進するに伴れて其收入の次第に増加する傾あり、隨て又増進止むなきの國家需要に應ずるを得。
- (五) 消費稅は其賦課徵收上常に國庫の收入を擧ぐるのみならず、又他の行政上道徳上の目的を併せ行ふを得、例せば保護關稅によりて一國の産業を保護し酒類租稅によりて飲酒の弊を防ぐが如き也。

斯く消費稅には長所もあれども缺點も少からず。其缺點を擧れば

- (一) 消費稅は擔稅者の給付能力に適合すると難し。
- (二) 隨て下層社會に割合に重き負擔を課するの弊あり。
- (三) 前にもいふが如く消費稅の收入は經濟上の進歩に伴れて増加するの傾あるには相違なきも其收入必ずしも年々一様ならずして戰爭飢饉恐慌等の起りて

國家に取りては財政上の需要のむしろ急なる場合に於て却て減退すると甚だし。

(四) 消費税は大生産家大資本家を保護奨励して小資本家小生産家を苦しむるの弊あり、特に税率重き場合に於て然り、例へば消費税の重加せらるゝか如き場合に於て租税の轉嫁急速に行はれず、此時に當りて大資本家は能く此に堪ゆと雖小資本家は之に堪ゆる能はずして忽ち産を破るに至るの虞あり、吾に之のみならず大生産家は收税官吏と結托して脱税を計るの機會多ければ也。

(五) 税率重く徴税法複雑となるに伴ひて人民の道徳を傷ふの恐多し。

(六) 吾に之のみならず生産及び交通を防ぐ。

(七) 徴收費割合に大なり。蓋し徴税手續の複雑なるのみならず又之が爲めに特別の機關を要すれば也。例へば地租所得税の如きに至りては其徴收は之を地方の行政機關に委任するとを得べしと雖關稅酒稅等にありては特別の機關を要するが如し。

然れとも此等の缺點は消費税特有の缺點に非るのみならず徴税方法を改善する

に於ては必ずしも之を緩和するとを得ざるに非ず。要するに消費税には利害得失はあれとも大體に於て長所の勝れるやに見ゆ。國家の收入を消費税のみに仰ぐといふは過ぎたれとも所得税等と併せ行ふは非ならず却て有益也。

前にもいふが如く消費税の種類は消費物の種類丈けあり得るが其如何なる種類の消費物を撰むべきやは實に古來幾多學者の研究したる問題也。

先づ消費税の撰擇上に付きては生産の原料品又は一般人民の消費する生活必需品に課すへからずとは夙に學者の唱ふる所也。此事たる原則としては決して誤と爲さず。然かも若し極端に之を主張して止まざるときは甚たしき弊害に陥るへし、例せば生産の原料品なるも間々内國の生産業を保護するの必要上却て之に課するの關稅政策上當を得たる場合なきに非るが如し。特に生活の必需品にありては吾に内國産業の保護上之に課税する必要ある場合を生ずるのみならず、近時所得税收益稅等に累進稅の適用盛にして下層の人民は殆ど負擔する所なきに至りたるに對して下層人民に對して消費税の負擔を負はしめ以て之が權衡を計

るは取て失當に非る也。然かはいへとも此等の生産原料又は生活必需品に對する課税は其場合程度大に注意を要するとなくんば非ず。獨り奢侈品又は之に近きものに至りては消費税の物躰なるに最も適當なり。翻て説く前に述べたる消費税の欠點の中に就て大生産を保護し小生産を苦しむるの點は蓋し消費税に避くべからざるの大缺點也。

既に大資本家大生産家保護の傾ありとせば取りも直さず獨占の弊に陥らしむるの傾ある也。重なる消費税の物躰は此點に於て政府獨占と爲すの理由あり。實に是のみならず夫の轉嫁の作用の錯綜する爲め立法者の豫期に反したる擔税者を生して不公平の結果を齎らすの弊を防ぐことを得るも亦獨占業の利益也。其他政府獨占は消費物の種類に應じて賣價を高めて消費税にも累進税率を加味し又酒類の如き衛生に關係の最も密接なる消費物に付ては其製造法を吟味して有害品を世に販布せしめざるを得るの利あり。酒類の如きは政府專賣の物躰とすべきに非るや我國將來の一問題なるべし。

其他消費税に付き問題となるは課税すべき物躰の種類を多くして税率を低くす

へきや物躰の種類を少くして税率を重くすへきやの問題也。之に付き夙に學者の辨難するもの甚た少からずと雖とも予輩を以て見れば其何れに偏するも宜しからず、要は其國其時代の事情によりて決すべき問題なり。夫の英國の例を以て概論するか如き學者の説は實に探るに足らざるの僻説といふべし。

消費税の種類多きと又其種類の一は既に前に述べたるが其他尙は重要なる消費税の種類に付て述べんに

(一) 生産—消費税の中に生産税ありといふは其名稱一見奇なるか如しと雖も、實は然らず消費税の賦課は最も多くの場合に於て消費の際に行ふにあらざして其消費物生産の際に之あるを以て也。生産税にも種類多し、或は生産の原料に課税し或は生産の機械又は容器に課税し或は生産物其物に課税す。此等の諸法は何れも一長一短あり、公平の點よりいへば生産物に課するの法最も適當なるべく徵税手續の簡易なるよりいへば第二の方法最も可なるべく生産の技術改良心を促すの點に於ては或は第一の方法最も宜しからん。我酒類諸税、醫油税等は皆第三の法による。

(二) 流通税——又は運搬税とは消費物が取引買の爲め運搬せらるゝに當り其運搬の始め運搬の途中又は其終に於て課税せらるゝものなり。其始めに課税せらるゝものを發送税といひ途中に課税せらるゝものを關稅對外關稅内地關稅入市税といひ運搬の後に課税せらるゝものを貯藏税といふ。發送税は生産者又は販賣者の手を離れ消費者又は購買人の方に發送せらるゝの際に當り徴收せらるゝものにして我國の砂糖消費税製造場稅關又は保税倉庫より砂糖糖密又は糖水を引取るとき之れを徴收すは其例なり。關稅特に對外關稅は其目的單に收入を擧ぐるにあらすして多くは一國生産政策の方便として用ゐらる。内地關稅は替て盛んに行はれたれとも今は餘りに行はれず獨り内地關稅中入市税に至りては尙ほ現に歐洲諸國に行はるゝ例多し我國の東京市にありても三十二年の酒造稅改正前迄は酒類の入市税ありたり。貯藏税は一旦發送せられたる貨物が既に目的の場所に到り消費者又は商人により貯藏せらるゝに際して課税せらるゝものにして現今其例は少けれども尙ほ現に獨逸のバーアン、ヴルテンベルヒの酒税に行はる。

(三) 營業免許税——營業免許税とは收益税の一たる營業税とは同じからず又之と重複するを防げず。消費税の一としての免許税は消費物を生産又は販賣する者に對して課税するものにして課税上の一便法たり。尤も此種の税のみを行ひて他の生産税を行はず特に又其税率にして重からんには其弊や少からずと雖若し夫れ其税率にして重からず生産税と並ひ行はるゝに於ては多少營業税を補充して課税を免るゝ營業者をして負擔せしむるを得るのみならず酒類煙草類等風俗衛生に關する營業を制限し又は監督するの效果なきにあらず我國にては管ては酒税其他の消費税に於て一般に生産税の傍に免許税を存置したりしも近年營業税の制定消費税率の上騰など之れありし結果賣藥税の外復た免許税を存せざるに至れり。

(四) 印紙税——右の外消費物によりては印紙によりて徴税せられ又之を便とするものあり我國の賣藥税及骨牌税は此例也。

第二目 酒稅論

前にも述ぶるが如く消費税は其種類甚だ多く各國の立法例亦甚だ區々たり我國

の現行税法に付て見るに海關税を外にするも酒類諸税(酒造税沖繩縣酒類出港税酒精及酒精含有飲料税麥酒税)を初めとし醬油税砂糖消費税賣藥税骨牌税等種類甚だ多し、今一々之を詳述するの暇なきを以て茲には我國諸種の租税中最大なる酒税に付て説述するに止めんとす。

今酒税の長所を考ふるに

- (一) 酒類は通常生活の必需品にあらず。
 - (二) 而も一般普通の消費品にして容易に其消費の絶滅する虞なし、隨て收入は次第に増加するの傾あり。
 - (三) 而も又酒税の徴收の爲めに酒價を高むるときは多少消費を節限し風俗衛生上に少からぬ効果を奏するを得。
 - (四) 酒税は徴税法宜しきを得るに於ては徴收費左迄大ならず。
- 之に對する非難の點は左の如し。
- (一) 酒類は氣候の工合により例せば寒國にありては間々生活必需品たるの傾なきに非ず。

(二) 又下層社會に割合に重課を負はしむるの結果となるを免れず。

(三) 税率の重く酒税の騰貴するに及ては勢ひ有害なる混成酒の消費を増し隨て

國民の健康風俗に害を及ぼすと少からず。

(四) 酒税の實施は所によりては甚だ困難也。徴税の取締上自家用料酒の製造を抑制する必要あるも之が禁止は實際忍びられざるものなきにあらず。

酒税徴收方法に従ひ酒税を分類するときは

(一) 營業免許税

此に二種あり、曰く製造免許税、曰く販賣免許税是也。此等の方法は賦課徴收簡易なれとも納税者の給付力に適合せず。小資本家を苦しむるの虞あり、故に之のみを以て酒類を税するは不可也。

(二) 生産税

此には種類多し、或は器械を標準とし或は原料を標準とし或は酒母の如き半製品を標準とし或は精製酒の石數を標準とす。器械を標準とするもの、中にも亦種類ありて夫の我酒造税法に造石數は容器の容量によるといふ容器は又一の器械

と稱すへきか如きも此は實は器械を標準とするにあらずして精製酒の造石數を標準とするものといふべし。然し夫の獨逸の一八七二年の蒸溜酒税法が原料を隠蔽するの器を以て標準とせるは即ち此種の税法の適例也。此法は製造者をして技術を改良せしむるの便あり、手續簡易なるの利ありと雖も種々の監督又製造法に制限を加ふるの必要あるは弊害の一なり、管に之のみならず器械に精粗あるときは大資本家を利して小資本家を苦しむるとあり。

次に原料を標準とするものはヴェルテンベルヒに於ける火酒税は其一例なるが製造法を改良し同額の原料を以て多數の精製品を作らしむるとなるは其利益なれとも監督の困難なるは即ち其不利の點なるべし。

更に半成品即ち酒母に賦課するの税法は一八八〇年來英國のビール税に採用せらるゝ所なるも此方法も亦監督の勞多きの弊あり。終に精製酒に賦課する者は我國の税法然り。此方法は監督の密なるを要するの點は前者と異らざるも然も酒類の品質及び石高に應じて賦税するを以て納税者増税者の給付力に應ずるの點に於ては最も勝れり、又資本家を保護するの虞も他

のものに比して少く加之此場合にありては精製酒の品質を検するを以て生産の原料、器械、半製品等に税する場合の如くアルコール分の可成多き酒類を製造するの弊害は殆どなし。

(三) 運搬税

運搬税に種類多し發送税、關稅、貯藏税等是也。此等の租税は生産者に就て賦課せざるを以て生産を防ぐるの弊はなきも監督の費用大なるのみならず同一の酒にして發送又は貯藏を屢々するに於ては二重三重の課税となるの虞あり。

終りに此等のものゝ外國有の意義に於ては租税と稱すべからざるも獨占と稱する徵税方法の一變態あり。酒類の獨占は將來に於ける一問題なれば此に之を附記せん。政府獨占到種類多し、或は單に粗製品の販賣のみを獨占すると我葉煙草專賣の如きあり、或は製造及販賣を併せ獨占すると佛國マツチ獨占の如きあり、或は製造は之を民間に委ね販賣を獨占すると露國の火酒專賣業の如きあり。斯く獨占の形式に至りては甚だ多様なるが今此等の獨占到對して加へらるゝ普通の非難を擧ぐれば

- (一) 政府獨占業は人民の職業を奪ふ。
- (二) 生産者販賣者の自由競争より生ずる物價の下落を防ぎ消費者の利益を殺ぐ。
- (三) 尙ほ實施上の困難は賠償と與ふるの方法也。我葉煙草專賣の如き單に販賣業のみを獨占する場合には困難なけれども生産をも併せ獨占する場合には固定資本たる製造場、器械、器具其他營業の權利に對するの賠償は甚だ困難の問題也。先年我國に於て葉煙草獨占を開始するの時に當り製造業を併せ獨占すると能はざりしは實に是が爲めなりし也。

然し第一の弊害の如き予を以て見れば決して重からず、國民は必ずしも二三種の職業にのみ汲々たるを須るざる也。今日の活動ある社會に在りては新に起すべきの事業又職業甚だ多し、若國民にして二三國家が必要として獨占せんとする事業に従事するとを止めて大に新財源の開發に従事せば國民經濟の全體上に於ては昔に前日よりも損害を受るとなきのみならず、却て大なる利益を見るべきや必せり。更に第二の非難も現今の如く大資本家の勢力大にトラストの盛に行はるゝ世の中となりては強ち政府獨占業のみを責むべきのことに非ず。第三の點に至

ては困難は即ち困難なれとも而も全く排除すべからざるの困難にあらず。尙ほ進て酒類獨占の長所を述べんに

- (一) 政府收入を増加せんとする場合に容易に増加するを得、且つ其收入確實也。
- (二) 擔稅者負擔の關係上、獨占の場合には消費者の負擔に近接するを以て此間に轉嫁の行はるゝとなきの利あるのみならず、貨物の品質に應じ價額に差等を立て以て消費者の給付能力に適合せしむると容易也。
- (三) 徵稅の監督上密輸入脱稅等の弊害を醸すと少し。
- (四) 一方には經濟上大生産家大資本獨占の弊を抑へ
- (五) 他方には有害なる飲料品の販賣を抑止して衛生上風俗上に裨補するの利あり。

夫れ獨占には此の如き利益あり、其非難も亦患ふるに足らずとせば吾人は或は我國の酒造業は政府に於て獨占するの適當ならざるかを疑ふもの也。尙ほ酒稅につき我國には取締の規定なき特に規定の必要あるはフーセルオイルに關する取締なり凡そ酒類が人身に害を及ぼすはフーセルオイル也。是に於て

か一定量以上フーセルオイルを含有する酒類は之か販賣を禁止する必要あり。此點よりするも政府に於て酒類特に火酒を獨占するを便とす。終りに本邦現行酒類税法を述べん

本邦の酒類諸税は酒造税を初めとし酒精及酒精含有飲料税、麥酒税、沖繩縣酒類出港税の四種より成る。茲に其の最も重なる酒造税に付き述へん。我現行の酒造税法は二十九年三月法律第二十八號を以て公布し爾後三十一年十二月法律第二十三號、三十三年三月法律第四十二號、三十四年三月法律第七號等によりて修正を加へられたるもの也。此によるるときは凡そ酒類、清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎を製造する者は製造免許を受け一酒造年度(其年十月より翌年九月三十日まで)間清酒は百石、濁酒は五十石、焼酎は五石以上を製造する者にあらざれば政府之に免許を與へず酒造税は造石數に應じて之を課し造石數は製成の時容器の容量により之を査定す。税率は第一種即ち酒類酒精分二十度以下の清酒、濁酒、白酒、味淋及甘藷を原料として製造したる焼酎にして酒精分三十度以下なるものは一石に付き金十五圓、第二種即ち酒精分四十五度以下の焼酎は一石に付き十六圓、第三種は酒精分二十

度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、味淋及酒精分四十五度を超ゆる焼酎にして一石に付き酒精分一度毎に七十五錢とす。納期は之を四期に分ち

第一期 七月十六日より同三十一日限——前年十月一日より其年四月三十日まで査定石數に係る税額四分の一

第二期 十月十六日より同三十一日限——同上

第三期 該年二月十六日より同二十八日限——同上及其年五月一日より九月三十日まで査定石數に係る税額二分の一

第四期 翌年三月十六日より同三十一日限前納額の殘數を納むるものとす。

然り而して脱税連税を防ぐの目的を以て收税官吏に酒類製造者販賣者の所持に係る酒類其製造出入に關する一切の帳簿書類及び酒類製造又は販賣上必要なる建築物材料器械其他の物件を檢查し又は監督上必要の處分を爲すの權を與ふ。其他納税保證物の制度を定め酒造組合の設置を強制して之によりて以て收税の便に供せり。尙ほ我酒造税法につき注目すべきは一方に此法律により造石税を課せらるゝ酒類に對しては府縣市町村は如何なる名義を以てするも附加税を課

すると禁したると他方に三十四年三月法律第十號を以て帝國內にて製造したる酒精又は酒類其他酒精を含有する飲料を外國に輸出したるものに對して輸出後一年以内に請求するときは一定金額清酒、濁酒、白酒、味淋及び甘藷を原料として製造したる焼酎は一石に付き十五圓、焼酎は一石に付き十六圓、麥酒は一石に付き七圓、酒精を含有する飲料にして前記以外のもの及酒精は一石に付き原容量百分中純酒精の容量一箇毎に七十五錢の下付を許したると是也。

第三目 關稅論

題して關稅といふは對外關稅を指す也。關稅は前にも述ぶるが如く消費稅の一種にして其成分極めて多方面に亘り殆ど有らゆる種類の消費稅を包括すとも稱すべき也。而して其の他の消費稅と異なるは貨物の國境通過といふ事實を捕へて賦課すといふにあり。但し余が此に特更に國境通過といふ事實と稱して普通の學者の如く國境通過に際してといはざるは關稅の賦課は往々にして場所上、時間上、國境通過と分離するとあるを以て也。

關稅の起源に至りては極めて古し。上古埃及に於て是あり、後希臘羅馬に至りては實に重要な一財源を成せり。中世に及ては港灣橋梁を利用し又は輸入貨物を保護するの報酬といふが如き意味を有し隨て手数料の性質を負ひたりし也。然かも現代に及ては關稅は手数料とは見做されず、全く純然たる租稅と見做さる。

關稅は大要分れて通過關稅、輸出關稅及び輸入關稅の三となる。通過關稅とは外國に於て生産せられたる貨物が他の第三國に輸送せらるゝに當り或國を通過するの際に賦課するの關稅なり。此關稅は嘗て昔時にありては往々にして商業政策上の一武器として又一の收入源として賦課せられたりと雖、今日にありては殆ど全く廢棄に屬するととなれり。是れ蓋し近代に及ては各國政府就て交通の便を計るのみならず自國をして貨物の集散地たらしめ自國民をして國際媒介者たらしむるの上に於て此關稅が障害となると、通過商業が元と内國市場に於て外國貨物の競争を強くし内國の生産業を萎微せしむるか如き結果を齎らすものに非るとによる也。然れば一八四二年佛國の之を廢止したるを初めとし、英、白蘭、獨、瑞、西、希臘等相尋て廢止し其殘存するは唯露國、亞非利加、殖民地等に止まるに至れり。我國の關稅法も亦其第一條を以て之を課せざる旨を規定す。

但し此に注意すべきは名を通過貨物に藉りて輸入税を逋脱せんとするものを防禦するの途なり。我國の法によれば之が爲め輸入の際擔保として税金に相當する金銀其他の有價物を提供せしめ又貨物の運送は勅令三十二年九月勅令第三百八十三號により定められたる關稅通路によるべきものとす(關稅法)。

輸出關稅に至りても嘗ては之を賦課したるの例多し、特に生活必需品及粗製品に於て然りとす。穀物は最も著しき例にして此種の貨物は必需品たるの理由により又其價の騰貴を防ぐが爲めに輸出税を課したり。然ながら商工業の發達して貿易の自由が一般に渴望せらるゝ今日となりては輸出税は次第に廢止せられて今は文明國中輸出税を有するは露、埃、瑞西等二三國あるのみ。蓋し輸出税は一方には内國の粗製品生活品の生産業をして世界市場に於て競争を困難ならしむるに至ると、他方には之が爲め格別自國の製造工業の生産力を強くするの結果を齎らざれば也。

右述ふる所の通過稅輸出税と後に述ぶべき輸入税との外に副稅と稱すべきものあり、例せば噸稅、倉敷稅の如き也。然し此等は半ば租稅にして半ば手数料なり。

其他稅關に於て特別の手續を煩はしたるが爲めに徵收せらるゝ收納物の如きは勿論手数料と稱すべき也。斯く輸出税、通過稅、副稅の類は殆ど行はれざるか、又は重要な地位を占めざるに反して輸入税に至りては現に廣く各國に行けれ又其重要なる一財源を成す也。隨て關稅として特に詳述するの價值あるものは獨り輸入税あるのみ。

輸入關稅の種類あり、一は戰爭關稅又は報復關稅と稱せらるゝ者、他は固定の輸入關稅と稱せらるゝもの也。前者は一時或特段なる國より來る輸入品に對するの關稅を一般稅率以上に高めて之によりて以て其外國をして我の希望に従はんとを強制し又は我に對する敵視的の商業政策的處置に對し報復せんとするに用らる此關稅は箇々の場合に特段なる命令を發してむ定るとあり、或は又一一定の條件の下には之を舉ぐるを得るの權能を概括的に政府に委任したる關稅法中の一條に基きて實行するとあり、此の如き概括的の規定を設るものは佛、伊、埃、匈、獨逸等也。一例いへば獨逸の一八七九年七月十五日の關稅法第六條に曰く「政府は聯邦衆議院の同意を経て勅令を以て獨逸國の船舶又は貨物に對して他の國のもの

よりも不利益なる取扱ひを爲したる國より來る關稅義務ある貨物に對しては百分の五十までの附加關稅を課するを得と。而して一八九五年五月十八日の法律により此附加稅は關稅義務ある貨物に對しては百分の百無稅貨物に對しても價格の百分の二十まで同一の條件の下に課稅するを得るとなれり。此種の關稅制度たる一見利益多きものゝ如く然れども更に細に觀察するときには必ずしも如何なる場合にも有利なるに非ずして唯或特殊の事情の下にのみ利益を齎らすに過ぎざるを知らん。夫の内國に於て必要缺くべからざるの物品にして假令關稅の加徴あるも爲めに輸入を廢すると能はざるか如き外國品に此種の稅を附加するに於ては内國の生産消費は爲めに損害を受け内國の輸出隨て又不利を蒙るへし、管に之のみならず其物品が假令内國にありて必要缺くべからざるが如きものに非ずとも他の第三國に於て十分販路を發見し得るか如き場合にありては彼外國は他の販路を求むるとによりて此關稅を避くるとを得る也。然れば此制度の實行運用に至ては極めて熟考する所あるを要するは論を俟たず殊に此種の租稅は商業政策上には多少の重要を有するとするも財政の收入を擧ぐるの上

に於ては殆ど效用なし。然れば國の財政上に最も關係の大なるは固定の輸入關稅也。所謂固定の輸入關稅とは國法又は條約により少くとも或年期间繼續して存すべきの輸入關稅也。而して此の如き關稅には更に保護關稅と財政關稅との二種あり、前者は内國の生産業を積極的消極的に保護するを以て主たる目的とするものにして後者は主として國庫の收入を擧ぐるとを目的とし此方針に従ひて稅目及び稅率を定むるもの也。然も保護關稅財政關稅何れも其主たる目的に従ひて區別せるまでにして純然たる形にて現はるゝものは殆ど是なし。所謂保護關稅と雖も全く租稅政策上の目的を無視して定めらるゝは稀也、例せば一八七九年に於ける獨逸の保護關稅制度の改正の如き是れなり。若し強て純然たる保護關稅を求めば夫の禁止關稅の場合なるべし、而かも通例の場合に關稅の率又は額を定むるに當りては財政上の目的が有力にして斯く迄に保護稅を高むるとは之なき也。此に又往々にして純然たる財政關稅の現はるゝとあり。斯の如きは關稅を賦課せらるゝ貨物が内國に於て生産せられざる貨物にして其關稅が商業政策上の關係を有せざるの場合なりとす。而も此場合と雖も間接の影響を内國生

産業に及ぼさるるは殆ど稀也。例せば獨逸に於て珈琲の輸入に關稅を課するは其主たる目的財政上にありと雖又間接の影響としては獨逸のチヨコレート其他珈琲代用品の製造業者に對して保護を與ふるが如き也。然り而して一國の關稅制度が主として財政關稅を採るべきや將た保護關稅を採るべきやは寧ろ商業政策上の問題にして此に就述するの限りにあらざるが之を現今の實際に就するに歐米の諸國は多くは保護關稅に傾けり、特に米露を以て甚だしとす。然るに英國和蘭スカンヂナヒヤ等は財政關稅による。而も英國の自由制度と和蘭スカンヂナヒヤの自由制度とは其主旨を異にする也。前者は其國産業が大に發達して優に保護によることなくして他國と競争するに足るにより、後者にありては重要なる物品に付き自國固有の産物を有せず、又其發達の條件を有せざるによる也。而して又一國生産保護の目的は二様に現はる一は消極的にして他は積極的也。前者は内國にて課稅せられたる内國生産物あるに當り負擔の權衡上同一の外國輸入物に課稅する場合にして後者は關稅の課徵により外國品の内國市場採購を困難にし漸次其産業の生産力を養ひ進ては内外の市場に於て其生産業の勢力を發揮

せしめんとする場合也。保護關稅主眼は即ち後者にあり。

關稅の稅率規定方法には特別稅制度(Specialtarifs Zoll)及び從價稅制度の二あり、所謂從價稅制度とは輸入貨物の價格を標準として課稅する者にして學理上より見れば納稅者の給付能力に適合し得るを以て公平なるが如く然り、然も實際上却て之に反するの實を存するは輸入貨物の價格を確知すると困難なれば也。凡そ此關稅制度の下に於ては貨物の價格は先づ輸入商人の申告によらざるべからず、然るに彼等は其利益上、眞價よりは低く申告するを以て之を匡正せんとせば稅關の鑑定人の言によるのみならず、若し鑑定人と輸入商人との意見一致せざるときは買上を爲すの必要あり、此場合に於て稅關は物品販賣業を營む也。然れば合衆國の如きは輸入貨物の價格を證明する爲め生産地に滞在せる自國領事をして證明書を下附せしむると爲せとも此の如きは賄賂受授の弊を醸すのみにして結果は不満足也。此等の弊害あるのみならず租稅政策上も商業政策上も不利益なるの缺點あり。其租稅政策上の缺點は先づ價格の申告に詐偽の行はれ易くして隨て關稅の實收額は常に割合に少しといふと、貨物價格の高低に伴れて關稅實收額

の動搖するといふの點是れ也。更に商業政策上の不利といふは物價の下落せる場合には税率を變更するに非るよりは十分に豫期せる保護の目的を達するを得ずといふの點也。是を以て米國其他の數箇國を除くの外開明國の多くは特別税制度を採用せり。特別税制度とは前者の如き價格の主觀的標準に代ふるに客觀的の標準例せば個數重量を以て租税賦課の標準とし主として重量によるを以て或は稱して從量税といふ、從量税は一見納税者の給付能力に適合し能はざるが如きも尙貨物の種類により差等を分ちて給付能力を加味するを得るのみならず貴重品と劣等品との間に税率を異にするか如き官吏收賄の弊を防ぎ手續も簡易にして租税政策上並に商業政策上の目的にも適合するを以て從價税よりも便なり。其他税率には國定税率と協定税率との二種あり。國定税率とは一國が其獨立の權能によりて隨意に定むるものにして協定税率とは特に通商條約によりて定められ條約の改正によるに非るよりは隨意に變更する能はざるものといふ。通常後者は前者よりも輕率にして前者は協定税率中に含まれざる場合及び無條約國に對して行はる尙財政關稅の場合には必要なも保護關稅の場合には戻税を設

くるの必要あり。戻税を行ふには又動ひ同一證明(Identitäts nachweisung)の制を設けざるべからず。所謂同一證明の制とは外國より輸入したる物品に加工し或は修繕を加へて再び輸出するに當り戻税の恩典を受くるが爲め嘗て輸入したる物品たることを證明する方法也。我國には未だ適當の規定なし、關稅定率法第六條の規定はあれども完全ならざるのみならず同一證明を要する戻税といひ難し。特に又關稅の徵收に付て注意すべきは關稅は商業交通に阻害するの恐あるを以て其徵收の手續はなるべく簡易にし徵收の時日及場所は納税者に便利なるものを選びべき也。獨逸に於ては必ずしも稅關に於て徵收せず輸入品最終の到着地に於ける收稅署に於て徵收するとあり。我國に於ても近頃保稅倉庫の設備によりて此點に關する便利を増したりと雖尙ほ此等に付き不備の點少からず。關稅は主として下級人民の負擔を増加するの傾きあるは一般消費稅の増加が下級人民に對して割合に重き負擔を負はしむるに至ると同じ。若し夫れ財政關稅の目的よりするときは可成收入の多かるべきものたるを主眼とすると同時に可成下層人民を苦しめざるが如きの途に出でざるべからず。然し商業政策の目的

よりするときは間々假令財政上の効果は少きも又消費者に對して損害を被らしむるとあるも而も他の大目的、即ち國の生産力發展の爲めに之を犠牲に供するの止むを得ざるとあり。如何なる種類の關稅が財政關稅たるに適當なるや、又商業政策的保護關稅たるに適當なりやは其國其時代の事情によるべくして一概に論ずべからず。何れにせよ關稅は方今各國歳入の一大財源たるは蔽ふべからざるの事實也。

終に我國の關稅制度の一斑を述べん。我國の現行關稅法は三十二年三月法律第六十一號により定まる。此の法律によれば輸出に稅せざるのみならず通過にも課稅せず課稅するは單に輸入のみ。其の納稅者は輸入申告者を原則とす。稅率は通例關稅定率法三十年二月法律第十四號の定むる所によれども條約に特別の協定あるものは寧ろ其協定による。關稅定率法に定むる所のものは即ち國定稅率にして之によれば輸入貨物を三大別し第一種有稅品、第二種免稅品、第三種禁制品とす。有稅品は四百九十七種にして煙草類の十五割を最高とし、最低五分迄の從價稅率を課す但た從價稅に代ふるに從量稅を以てするを便宜とするものゝ爲め

に三十一年九月勅令第二百二十號を以て從量稅目を定めて之を適用せり。故に我國の法は從價稅量の二法を併用し寧ろ從量によるの實を存せり。而して從價稅の場合の課稅價格は貨物の仕入地、産出地若くは製造地に於ける原價に荷造費、運送費、保險料、其他輸入港に到着する迄の諸費を加へて算定したるもの也。而して我國と外國との間の現行條約に於て協定にして特種なる稅目は百〇五にして英、獨、澳、佛の四國に存し稅率は概して國稅定率法の稅率よりも低く最高一割五分より最低五分の間を上下し、當に此等の四箇國のみならず其他の最惠國條款を有する國に普ねく均霑せらる。

第三節 手数料論

手数料とは國家等の特別の勞費を要求し若くは煩はす者あるに際し之に對して其特別の報償として課徵せらるゝもの也。茲に租稅との關係上注目すべき點は他なし特別の報償物なる是也。蓋し租稅は前にも述べたるが如く一般的の課徵物也、人民が政府の施設によりて利益を受けたりや將た特別の利益を受けたりやに關係なく負ふ所也。然るに手数料は人民が國家等の特別の勞費を要求し又

は煩はす場合に其之に對する特別の報酬として納むるものたる也。

右いふ所は近時に於ける觀念也。嘗て手数料の初めて起りたるの時代に在りては手数料は實に國家の或事務を司る當局者に對するの報酬なりき。後一種の特權より生ずる収入に變し更に又單に財政上收入を得るの方便たるとありし也。然し今日にありては特別の報償たるの性質を有する課徴物たると一般に認めらるゝ所也。

抑も國家等の政務は一として國家等自體の利益の爲めになすものにあらざるはなき也。例へば司法事務は國家の安寧秩序を保持するに必要な政務也然しながら箇々の訴訟事件に於ては或箇人は直接に利益する所ありて他の箇人は爲めに直接に利益する所なし、然れば此間に衡平を齎らさんと欲せば勢ひ直接に利益を受くる者に對して特別の報償を給付せしめざるべからず、若も處置是に出でず此等の費用をも凡へて租税によりて一般人民より供せしめんとせば誠にて公平の處置たるを免れざる也、况や此場合にありては一般政務の場合と異り特別の受益者たる人明かにして其箇人の受くる利益も算定すると難らざるをや。曠

然ながら其事件たる箇人を利するのみならず又國家の爲めにも直接に必要なものとせば之が費用を受益者たる箇人にのみ負はしむべからざるや論なし。斯くの如く手数料の學理上の基礎及び性質は一種趣味深きものなりと雖而も之を實際に徴するときは其實收額の僅少なる或は之を徴收すると政府及私人の双方に取りて徒らに煩勞を致すものなるやの感あり。然れば手数料は實際上は寧ろ官廳の勞費を濫りに煩らはすを豫防するが爲めに用ゐられ若くは多少教育の爲めに用ゆるやの傾あり。

以上手数料の意義基礎を述べたれば是より手数料の額を定むるの標準を辨せん。通常人の認めて以て手数料の額を定むるの標準と爲すもの二あり。曰く國家等が箇人の爲めに費したる入費の額、曰く一箇人が國家等の公務により受くる利益の標準是也。前者は純然たる客觀的の元素にして之を定むるは後者に比して遙に容易也、而も其額と雖未だ全く容易にはあらず、實際に於ける各箇の場合に國家等が或箇人の爲めに費せる入費の果して幾干なるや到底計算する能はざる也。是に於てか勢ひ此等同種の場合に費さるゝ入費の平均額によるの外なきととな

る也。而して此に所謂平均額とは實際に於ける入費を一々精密に平均したるものといふの意義にあらずして此等同種の場合中の模範的の場合に於ける入費をいふ也。更に此の如き入費も亦固より多少專斷的に決定せらるゝに止まる也。然り而して一箇人の受くる利益の標準は本來人の心理に感ずる主觀的のものなれば之を精密に測定すると能はず、隨て勢ひ標準を客觀的又は外形的の事物に就きて求むるとなる。例へば當事者の貧富、事件の大小の如き也。然し手数料にして國家等の勞費に對する特別の報償也とせば寧ろ第一の入費の要素に重きを置くは最も至當のとなりとす。然れば可成第一の標準のみによりて手数料の額を定め其の之のみにて足らざるに及て初めて第二の標準を加味するも未だ遅しとせざる也。况や此標準を餘りに重要視するに於ては遂に租税と撰ぶなきに至るの恐なきにあらず、故に其の之を斟酌するの程度は可成輕きに從ふを以て適當とする也。

而して又手数料の性質にして特別の報償なりとするも此際に於ける公物は又同時に國家等の利益たるの分子を包含し居るとせば勢ひ手数料の額は以上の標準

により定められたるものよりも少からざるべからず。而して其の如何に多くを輕減すへきやに至りては固より一定の標準を與へ難しと雖、概言すれば特定人の受くる利益多くして公共の利益の割合に少き時は手数料の額は高く其の之に反するときは低くして可也。故に經濟行政の範圍に於ては概して高く司法教育衛生等にありては寧ろ低きを例とす。

然り而して第二の標準たる利益の元素は結局箇人の結付能力を斟酌するものにして之を斟酌する場合は租税の範圍を侵すものにして手数料に租税の意義を加味したるものと稱すべし。若も此給付能力を加味すると甚たしきに至るときは遂には全然租税となる。例せば登録税の如き也。

其他手数料には以上の標準の外間々防止又は教育の主意を加味するとあり、隨て手数料の額が右の標準に從はざるとあるは蓋し止むを得ざる也。

又手数料は租税と異り納付者の資力に拘らず特別の勞費に對する特別の報償なるを以て如何に貧者と雖之を負擔せしめざるべからず。然かも極貧者の場合にありては勢ひ之を免除せざるの止むなき場合あり。例せば義務教育の場合に於

ける授業料訴訟入費等の場合なり。是れ畢竟手数料の場合に於ける公務は公共の利益と一箇人の利益と一致するものにして中には往々にして一箇人の利益が公益よりも重くては公益は箇人の利益に比して重く公益上箇人の自由に放任する能はず即ち専ら公益の爲めにするものなるを以て斯かる場合には國家が國家の爲めに之を行ふによる也。

以上手数料の額を定むるの標準を述べたれば是より其徴收方法を述べん徴收方法に二あり、曰く直接、曰く間接是也。所謂直接徴收法とは當局官吏の手にて直接に徴收する方法にして間接徴收方法とは當局官吏直接に徴收せず印紙を以て間接に納付せしむるもの也。我國に於て前者を用ゆるは殆ど例外にして外務省所管の手数料を外にして訴訟上の豫納金あるのみ。其利害得失を考ふるに特別の手續を増し特別の官廳を要し國の經費を増加するは其弊にして監督罰則の必要少きは其利也。而して特に此方法の行ふべきは變動手数料の場合なりとす。印紙の制度は一六二六年和蘭に於て其郵便印紙に採用せられたるに初まる。蓋し之によりて以て人民を抑壓するとなくして政府の收入を増加せしめんとせる

也。其後歐洲諸國相尋て之を採用し今日に於ける用は甚だ廣くなれり。手数料の徴收は殆ど之によるは勿論租税と雖も之を採用せるもの少からざるは前に述べたる所の如し。其利害得失を考ふるに徴收上政府の手續少く隨て其會計を簡易にするは其利なり、脱納誤納の弊隨て之を防ぐが爲めに監督罰則を嚴にせざるべからざるは其弊也。而して此制度を行ふに最便利なるは收納額に殆ど差等あるを要せざるか又は單純なる標準によりて等級を爲し得べき場合也。然れば此方法は専ら手数料に適合するの徴收方法といふて可也。

手数料の種類は觀察點の異なるによりて種々に之を分類するを得。

第一 手續の歸屬する主體に基きて國庫手数料と官吏手数料に分つ。前者は直接に國庫の收入に歸するの手数料をいひ、後者は公務を司る官吏の收入に歸するの手数料をいふ。既に前にも述べたるが如く手数料の起源に遡れば手数料は皆官吏手数料たりし也。此制度たる一方には國家等の財政を簡易にし官吏の俸給に要する經費を節約するの利ありと雖、而も其今日に於て採るべからざる所以は専ら近世の財政の原則たる統一の主義に反するとあり。其統一の原則に反する

の弊害は第一に政府の監督の不行届となり官吏は専横に流れて人民を苦しめ又徒らに金銭の奴隷となりて公務を忘るゝに至るべく第二には政府は其收納者其金額及影響等を知る能はざるの不便あり然れば今日に於て官吏手数料を採用するものは殆どなしといふて可也。唯執達吏、公證人を以て假りに官吏と見做せば其手数料は即ち此種のものといふべきのみ。

第二 手数料の金額に基きて不動手数料と變動手数料とに分つ。前者は其額の常に一定不動なるものにして後者は其額の或一定の標準に従ひ變動するものをいふ。概言すれば今日普通の手数は即ち後者に屬す。通常其變動の標準となるものは公務の時間證書の容積金額の大小等也。其の孰れによるべきやは固より公務の性質によるべきものなれとも若夫れ手数料の性質よりすれば前者が寧ろ純然たる手数料の場合なるが如し。

第三 手数料の徴收せらるゝ公務に基き

(甲)特に公務の件数に基きて簡別手数料と合同手数料とに分つ。(Eingelgehören, Pauschgebühren.) 前者は各國の件数に對して各別に徴收するもの、後者は數箇の件数

に對して一括して徴收するものといふ。普通の手数は即ち前者に屬す。強て後者の例を求めは郵便料を手数料とすれば其豫納の如き、又鐵道運賃を手数料とすれば其月定め切符の如きなり。

(乙)次に公務の性質に基き

(い)特に其外形上の性質に基きて區別すれば普通手数料と特別手数料となる。前者は其公務が各種の行政事項を通して普通に起る場合に於ける手数料をいひ、後者は其公務が或特殊の行政事項にのみ起る場合に於ける手数料をいふ。通常の手数は後者にして前者は極めて稀也。例を求むれば試験料の如き即ち是なるべし。

(ろ)公務の實質によれば之を行政手数料と司法手数料とに分つを得べし。前者は行政事務を行ふに當り徴收せらるゝものにして後者は司法事務を行ふに當り徴收せらるゝもの也。

司法手数料に二種あり、訴訟事件手数料、非訴訟事件手数料是也。

訴訟事件手数料とは訴訟事件の起る場合に關係者より徴收するものにして其額

を定むるの標準となるは事件の種類、大小、金額、難易、裁判所の階級の如き也。此種の手数料更に分れて二となる、民事訴訟手数料、刑事訴訟手数料是也。民事訴訟手数料、明治二十三年法律第六十四號民事訴訟費用法及同年法律第六十五號民事訴訟印紙法とは民事訴訟の爲めに裁判上に要する費用を關係者より徴收するものにして我國の法律に民事訴訟費用といふもの即ち是也。而して其の之を徴收する所以のものは何ぞや、其裁判が國家の利益たると同時に特定の人に特別の利益を與ふるに由ると雖、又一には之を課徴せざれば往々にして健訟の風を助長すべければ也。然し人往々にして此手数料を難して曰く貧者は其權利を侵害せらるるも訴訟費用に堪へずして遂に之が回復の道を失ひ又假令訴訟を提起するも其入費を支ふるに堪へずして遂に不利に終らざるべからざるとありと。此非難たる論に多少の眞理あり、訴訟入費は可成輕減して訴訟禁止料たるが如き虞なきを努めざるべからず。民事訴訟手数料は一般に至當なりと認めらるゝ所なるに拘らず刑事訴訟手数料に至ては可否の論一定せず、隨て國によりては之を徴し國によりては純然たる手数料を徴せざるあり、獨逸は即ち前者の例也。然しなから刑事犯

人は通常貧者にして手数料を負擔するの力なし、然れば刑事訴訟手数料は勢ひ或人よりは取り或人よりは取らざるとなるべく、而して此の如きは手数料の性質に反するものといはざるべからず。特に又刑事裁判の性質に鑑みるも寧ろ純然たる經費の原則に従ふを以て至當となすの理由なきに非ず。然れば我國の如く純然たる手数料の制度を採らざるは寧ろ適當の制度といふて可也(刑事訴訟法第二百一條、明治二十三年二月八日重罪控訴豫納金規則、十八年一月六日輕罪に關する控訴豫納金規則)。

次に非訟事件手数料とは非訟事件に非ざる司法事務に關し箇人が官廳に特別の勞費を煩すものあるに際し特に請求者より徴收するもの也、例せば登記料又は公證料の如し。其訴訟事件手数料と異なる所のものは他なし、一方は權利に關する争議の既に起り居るに他方は此の如き争議の存せざるにあり。而して此種の手数料は往々にして交通税と混同せらるゝとあり(登録税)。此事は嘗て述べたる所なるを以て今再びせず。

總るに行政手数料は分て四とす、外務行政手数料、軍務行政手数料、内務行政手数料、

財務行政手数料是也。

外務行政手数料に屬するものは海外旅行免許料の如き、在外公館に於ける或事項の證明手数料の如き是れ也。

軍務行政手数料に屬するものにして特殊のもの殆となし、理事主理の登用試験手数料等は之に屬する重なる手数料也。

内務行政手数料には種類多し、警察、戸籍、衛生、教育、經濟、手数料是也。

右の内警察手数料(銃獵免許料の如き)、衛生手数料(消毒費の如き)、戸籍手数料(戸籍簿本手数料の如き)、教育手数料(授業料受験料の如き)等は其種類少きも經濟手数料に至ては其種類極めて多し、今其重なるものを舉ぐれば免許料、牛馬賣買鑑札料、煙草營業鑑札料の如き、特許料、證明料(輸納地金品位證明料の如き)、檢定又は檢査料(度量衡檢定料、量種檢査料、試驗料、技師、試驗料の如き)、監督料(工場監督料の如き)、保管料(保稅倉庫手数料の如き)等也。

終りに財務行政手数料は經濟手数料と一致するもの甚た多し、免許料の如き保管料の如き是也。其他土地臺帳簿本手数料の如きは此種に屬する證明料の一なり。

此に教育手数料の一たる授業料につき一言せん。授業料は今日國民教育に對しては之を免除し高等教育に對しては之を徵收すべしといふと一般の說となり居れり。蓋し前者は普通一般國民の受くる所の利益にして殆と特別の箇人の受くる利益と認められざるに反して後者は社會の利益たると同時に特別の箇人の利益たると甚大なれば也。又高等教育の場合にありては我國にては未だ問題とならざるも將來は之を國庫の收入とすべきや將教員其人の收入とすべきやの問題起るなるべし。獨逸にては現に之を教員の收入とすれとも其利害は未だ容易に斷言すべからず。

第四節 獨占收入論

國家が間接に其權力を行使して收納するもの即ち其權力を以て或事業を獨占し之によりて得る所の歳入に大要二種あり、其一は財政上の目的に出づるものにして他は他の行政上の目的に出づるもの也。

其財政上の目的に出づるものは畢竟國家が財政上其收入を得るの一便法として採用する所なりとす。ポードマンが國王の營む商業は商業にあらずして租稅也と

いひボリユールか間接税の一變體也といへる。洵に故なきに非る也。然かも更に其性質に就きて考ふるに及ては間接税と獨占收入との間又多少の差異なきにあらざ、前者は一箇の租税として直接に人民より徴收する也、然るに後者は其收入を得るや決して徴收するにあらず代償として之を受取る也、而して此種の收入は嘗て中世若くは近世の初めに當りては實に盛に行はれたるものなりしが重農學派正統學派の並び起るに及びて漸く其形を潛むるの勢を成せり、然るに近時各國の國家需要の増進するに伴ひては由來間接税として徴收したるものを改めて更に復た此方法を採用して之に應ぜんとするもの漸く多きを見るに至りたるは奇といふべし。此種の收入にして我國に存するは葉煙草專賣あるのみ。尙ほ此他近頃問題となるは富籤發行なり、仍て左に此兩者に就き特に二三の説明を與へん。

煙草は必要品にあらず、故に之に課税するも差支なきのみならず假令之に課税するも容易に財源を涸竭するの虞なし。此を以て我國に於ても明治九年一月以降煙草税法を實施したりしが國家財政上の必要は遂に三十年一月以降專賣法を施行せしむるに至れり。唯我國の獨占は製造權を併せ有せざるを以て結果尙ほ不

十分也。其他獨占の利害に至りては前に租税の部に於て述べたれば今再びせず。次に富籤に付て辨せん、富籤の發行は現今文明國に於ては何處も刑法を以て之を禁止する所なり。然るに間々國家の事業としては之を行ひ以て一財源と爲すの國あり。普埃、伊、西は其重なる例也。抑も各國の刑法が之を禁止する所以のものは何そや、社會上道徳上、概言すれば公益上之を禁止するの必要あるを認めたるによる也。然かも他の一面に於て富籤を國家獨占事業の一と爲すは主として財政上の目的に出づるものにして之を廢止するとを敢てせざる所以も畢竟之に代るべき良財源なきによる也。然れと此事たる延て社會上、道徳上の弊害を醸すへきを以て國家自ら之を經營するは決して穩當といふべからず、特に其經濟上に及ぼす弊害に至りても亦忽諸に附すべからざるものなきにあらず。觀て其辯護説を見るに凡そ射倖の念は本來人の性質に離るべからざるものなるを以て若し一方に法律を以て之を禁しつゝ、他方に之が吐け道を設けずとせば人民は即ち法網をくわりて之に耽り其弊たる國家的制度の下に行はるゝものよりも甚たしきものあらん、故にむしろ政府に於て公然之を營み以て成るべく之より生ずる弊害を

除去するに若かすといふと其理由の一也。更に第二の理由は抑も此収入たる各人の任意に而も進て國家に納むる所の收入にして從來國家歳入の一部を成したるに今更之を廢止するも之に代るべき好財源を見出すと能はずといふにあり。然しながら此議論、特に第一の理由は決して正鵠を得たるものといふを得ず、何となれば假令射伴心が人の性質に離るへからざるものとするも既に之を刑法にて禁止するの必要を認めたる以上は之を一切禁止するの却て人の射伴心を戒退せしむる所以なり。然るに事此に出でず之を公然の一制度と爲すに於ては是よりして射伴心を制限すると能はざるのみならず却て期かる念慮を助長し延ては前の場合よりも一層賭博等の密行せらるゝに至るの虞なきにあらざるを以てなり。然れば今日二三國に現に採用せらるゝは寧ろ第二の理由の爲めにして第一の理由によるにあらざ強て社會道德上より辯護するか如きは太た過きたり。故に従來存在せる國は兎に角未だ其存在せざるに新に之を設けんといふか如きは得策とは思はれず。富籤發行の制度は既に千五百年代より行はれたりといふが其當時行はれたるは物品富籤なりき、後世に至て漸く貨幣富籤の行はるゝを見、今や專

ら此法行はる。之に階級富籤、計算富籤、目的富籤、割増富籤等種々の方法又は種類あれども茲に敢て詳述せず。

以上は財政上の主意より來る獨占收入也。次に他の行政上の目的に出づるものは例せば郵便、電信、電話、鐵道、火藥、貨幣鑄造等の獨占より生ずるの收入也。思ふに近今此等のものに對しては國有の議論大に勢力を擅にするが如しと雖、基く處は大率ね事業の性質上國有ならざるへからざといふにありて敢て復た如何なる場合にも必ず國有を必要とするにあらざといふと並に或場合には必ずしも是等の全部を國有とするの必要あるにあらざといふとに説き至らざりしは論者の爲めに惜まざるを得ず。或論者は曰く此等の事業は性質上統一を要す、隨て又獨占となり易し、獨占の事業は國家の經營を可とすと。他のものは曰く私人は利益のみを之れ計りて敢て公益を計らず、公益の安全を確保するか爲めには宜しく官有ならざるべからざと。然れども此等の理由たる常に必ずしも存するにあらざ、思ふに此等のものゝ國有となすへき眞の理由の存在し得べきは唯夫れ此等の事業が國家的性質、換言すれば國家の生存發達に缺くへからざる事由の生したる場合又

生したる範圍に於てならん、即ち何れの世何れの處にも存すへきにあらずして或時は全く其必要なかりしものが或經濟上の進歩の程度若くは政治上經濟上の事情の存する時に於ては之れが必要を生ずるとなるべく、又更に他の進みたる時代に至ては翻て其必要の退却するとも之なしと限らざる也。要するに其理由たる全く相對的にして絕對的にはあらざる也。夫の郵便電信の如き嘗ては至る所私人の營業に委ねられたり、鐵道の如きも現に私有の存する所極めて多し、更に貨幣に至ても亦國により時により之が鑄造の權を私人に放任するとは是なしと爲さざる也。然らば如何なるもの、如何なる範圍に於て國有となすの必要ありやと云ふに是れ各國につき種々の政治上、經濟上、財政上の事情を斟酌して定むるの外なき也。然り而して方今各國の趨勢によりて見るときは此種の收入は將來増加の傾あり、夫の郵便、電信、鐵道の如きに付ては交通の便を計るとの爲めに可成其料金を安くすべしとの説われとも未だ容易に行はるべくもあらざるのみならず、我國の如き却て愈々上騰を見んとするの傾あり。察するに近き將來に於ては尙重要なる一財源として存續するとなるべし。

我國に於て現に存する此種の獨占收入は郵便、電信、電話、火鑛、貨幣鑄造等の收入也。鐵道に至ては未だ此域に達せざるや遠し。

以上此種獨占業の大略を述べたれば是より各目に付き二三の説明を與へん。郵便業は嘗て私人の經營私設に一任したるとありと雖、今方は一般に其國家的必要を認め之を國家の獨占到歸せしめたるのみならず、更に進て此等の事業は最早之を一の行政事務と認め其收入は之を手數料也と稱し或は純然たる經費設備と爲すを至當也と論ずるものあるに至れり。其方今國家的の必要を認めらるゝ所以は信書の秘密か私人の設備にありては確保せられざると、此事業は其線路が全國至らざる所なき迄に延長し脈絡の停滯せざるを要するに此の如きは私人事業にては完全に行れずといふにあり。其他事業の組織簡易にして官吏を以て之に當らしむるも左迄不利益を感せずといふは其助因なるべし。而して此理由は移して以て電信事業に及ぼすとを得、唯其事務は郵便の如く簡易ならずと雖、電信郵便の兩者は之を同時に並行せしむるを便宜とするを以て郵便事業の國家の獨占となるに從ひては此事業も亦之に伴ふに至れり。電話業も亦其沿革を均しくし

當初民設なりしもの漸く國有に歸するととなれり、但し我國に於ては郵便の外は初より國家の專業と爲したりし也。郵便事業は明治四年三月以降賃錢と稱して政府にて初めたるも未だ國家獨占事業となさず、之を獨占と爲せるは六年三月の郵便規則制定以降とす。此等の事業たるもと公益上の必要に出でたるものなれば収入の多きを計るべきにあらざるや論なし、而も其収入額は漸次増進の勢あり其の然る所以は蓋し一方に人文經濟の發達は交通の頻繁を加へ此等の機關を利用するもの漸く多くなるのみならず國家の經費は件數の増加に割合ひて増加するものに非さればなり。特に此収入の増加し且つ事務の簡易となりたるは距離の遠近により料金を區別するの制度を廢止したる以來のとなりとす。此改革は一八三七年英人ローランドヒルの發議により一八三九年初めて英國に實行せられたる所に係る。

鐵道は現今英米二國の純私有主義の外一般諸國には半官半私主義行はる。然し風潮をいへば漸次純國有主義に向はんとするものゝ如し。通例鐵道私設論を主張する者は曰く私設は官設よりも親切便利也と、或は曰く建設費管理費割合に少

也と。然し鐵道事業は假令私設のものと同勢ひ役人組織なるを免かれざるを以て論者のいふ所の私設の長所は必ずしも常に長所たるを得ざるべき也。特に徒らに經費の節減のみを計るときは間々公安に危険を及ぼすの結果を生ずるが如きとも起らずと限らざる也。斯く私設の利益は左迄重大ならざるに反して方今文明諸國にありては之を官設とする所以の公益上の理由なきにあらず、第一經濟上の見地よりいへば鐵道は小會社合同を便利とするか故に之を私設と爲すときは勢ひ獨占の弊に陥り易し、且つ一時の投機熱の爲めに將來を虞らざるに流動資本を固定せしめて金融界を紊亂するの虞ありといふの缺點あり、而して小會社の合同大會社の物興は隨て大資本家を増すの結果となり所謂社會問題をして一層面倒の地位に陥らしむるの虞あり。大會社の物興は常に經濟上社會政策上のみならず政治上にも弊害を及ぼすの嫌あり、例へば佛蘭西の鐵道會社の如く其力能く政治の方針を動かすに至るものなしとせず、弊害是に止まれば尙不可なり、私設會社は往々にして私利を計るに吸々とし爲めに公安に危害を加ふるの場合なきにあらず、更に方面を轉して技術上の點より見るも全國の鐵道をして統一系規

あらしめ運輸を敏活ならしむるは私設の場合に於て望み難し。此點は延て軍事上一旦事あるの時に於ける便否に關係する也。尙ほ軍事上の點よりいへば鐵道を私設に一任する時は之を經營するに當て毫も軍事上の考慮を交へず隨て軍事上重要な線路と雖、収益に適合せされは棄て、顧みざるべき也。故に少くとも斯かる線路は國家の經營を要す當に或特殊の線路のみならず上述する所により之を見ればむしろ全然官設と爲すを至當とするの理由なきにあらざるなり。此理由たる固より如何なる國如何なる時にも存在するの理由にあらざれども近時我國の如き亦此理由の漸く著明ならんとするの域に接近し來れるもの、如し。故に成るべく之を國有と爲すの方針を採ると最も必要也。隨て既存の官設鐵道は之を拂下くるとなく又將來新設の線路は成るべく國家自ら之を施設し若し又其線路が國家の利益上必要なに拘らず國家財政が之を許さずして止むを得ず他の私設會社に許可するときと雖も一定の期限を定めて其以後に於ては之が權利を國家に收め又其以前と雖も國家の都合により一定の條件の下に買收するとあるべき旨を豫約するを要す。又既に私有に屬する鐵道と雖も成べく適當の時

期を見計らひて之を國家に收むるの策を畫すべき也。

其他貨幣鑄造火藥製造の如きに至ても多少説述すべき事之なきにあらざると雖も今煩を避けて省察に従ふとす。

第五節 政治團體相互間に授受せらるる歳入

此種歳入は近時漸く發達の兆候を見る、特に地方自治體に對する補給に於て然りとす。思ふに國家の觀念の發達に伴ひ國民的競争の激烈なるに伴れ中央政府の經費は年々増加して止むとなし。是に於てか近年中央政府は本來其施設すべき事務と雖も地方自治體をして之を經營せしむるも左迄差支なきものに至ては漸次之を地方に委任するの傾あり。隨て中央政府は之に對して多少の報償を與ふるを常とす。國庫補助金下附金の如き是に於てか起る。

然れども又他の一方には本來地方自治體の爲すべき事業にして便宜上之を中央政府に委任するとも之なしといふべからず此の如き場合には地方自治體は中央政府に向て納付金を供するを例とす。或は又單に中央政府の政費を地方をして分擔せしむるが如きとも之なきにあらざる也。獨逸のマトリクラーバルバイトラ

「ケは此一例也。

第三章 私經濟的歲入論

第一節 私經濟的歲入總論

私經濟的歲入の意義種類及其公經濟的歲入との關係に至ては既に前に述べたるを以て今再びせず。此種の歲入の中に就きて重要なるは常時的のもの即ち官有財產收入、官商工業の收入なり。一時的のものにても公債に至ては重要ならざるにあらざれども本校講義録別に擔任の講師あるを以て之を省き茲には主として官有財產と官業とに付きて述ぶるとせん。

願ふに此等の私經濟的歲入は嘗て經濟社會の幼稚にして公と私との區別なく財政上宮中府中の區別なかりし當時にありては實に主たる財源たりし也。當時國家の經費は國君の經費にして國君の收入は即ち國家の收入たりし也。然れば君主の私有財產よりするの收入は即ち國家の收入たるに外ならずして當時經濟社會の幼稚なる此方法によると收入を得るに最も便宜なる方法たりし也。然るに此種の收入は今日にありては一般に殆ど重を置かれず、獨り獨逸諸國にありては今

も尚ほ重要なる一財源をなし尙一層發達せんとする傾なきにあらず、之を學說に徴するに重農學派正統學派の諸子は極力之を攻撃したりしに拘らず獨逸の學者中には之を辯護するもの少からず、曰く一國財政の獨立を計る、曰く人民の負擔を減少すと、之を難するものは曰く論者は人民の負擔を減少すといふと雖、或は之が爲めに人民の職業の一部を削り從て間接に人民の負擔となるにはあらざるか、論者は財政の獨立を計るといふと雖、經濟市場の變動に従ひ收入の増減一ならず、特に戰爭等非常の場合には却て減少するとあるのみならず、夫の急速なる歲入の増加に伴ふて増加し屈伸すると甚だ難きにはあらざるか、然らば即ち之によりて以て財政の獨立を計るといふは寧ろ外形にして其實は決して獨立すること能はざる也、况や官吏の事業は不親切にして其收益の民業の場合に及ばざるは其常とする所、從て社會經濟が是よりして受くる所の不利少からざるのみならず、之が爲めに多數の官吏を養ひ國民獨立の氣風を弱らしめ國家の進運に對して間接に少からず影響を及ぼすに於てをやと。然るに辯護するの學者更に之に答て曰く難者は人民職業の一部を制限すといふを以て之に對すと雖も人民は必ずしも之が爲

めに其職業を制限せられず、彼等は政府に仕へて其算理者として生活するを得べし、假令然らざるも彼等何ぞ必ずしも政府爲す所の如き二三の事業に踴躍するを須るん、宜しく他の方面に於ける新事業に従事して以て其技量を揮ふべき也、政府が此種の収入を有するが爲め人民の負擔を軽減し隨て事ある場合に非常の負擔を爲さしむるの餘裕を作るとを得るは疑ふべからざるの眞理也、且つ夫れ難者は豫算に齟齬を生ずるの虞あると、並に急速の歳出増加に伴ふて増加し又屈伸すると能はずといふを以て難すと雖、此の如きの非難たる殆ど凡へての種類収入に共通にして敢て此種収入に限りたるとにあらざる也と。此答辨亦一理あり、隨て此種収入は一概に排斥すべからずと雖も而も好て之を採用するに及はず、むしろ一國収入は公經濟的収入に採るを以て至當とせざるべからず。唯特に此種事業の必要なる所以の存する場合と歴史上、國の事情の特別なるものある所にありては固より例外也。而して此等の収入を管理するに當ては須らく所謂營利の原則により之を爲すべきは固より其所也。但し國家の性質上多少之が制限を爲すの必要あるは勿論也。

第二節 官有財産論

私人の財産の中に収益財産と享樂財産とあるが如く、國家等の財産にも亦収益財産と享樂財産とあり。廣く官有財産と稱するときは此等のものをも總稱せざる可からず。前者は特に國家等が収益を得るの源と爲したるものにして、後者は單に國家等の政務を行ふ方便として之れを使用するに止まり、若しくは廣く人民一般の使用に任かせて而も特に之が對價を要求せざるもの也。此に歳入論の一部として論ずるものは即ち収益財産也、収益を得るを目的としたるの財産也。固より其本來の目的上収益財産にあらずとも間々之を以て収益を得るの一方便となし、若しくは附隨の結果として収益を生ずるとあり、道路、河川、橋梁、港灣、公園の如き之よりして一種の手数料を徴し、又は租税を徴するとあり、或は路傍の樹木より收入を生ずるが如きとあり、雖、此等は特に此に論ずるの要なし。官有財産の重なるものは不動産特に土地にして官有農用地とす。仍て此には専ら官有土地につき詳述するに止めん。

官有土地を存置すへきや將た廢止すへきやは實に重要な問題にして、概に斷言

すへきにあらざる也。先づ廢止すべしといふ論者のいふ所を聞くに

(一) 財産上の見地より見るも其収入太だ多からず、其然る所は一は官吏事業が概して不親切にして効果少きによると雖、又一には政府管理上の手續の煩雜なるによるなり。

(二) 實に政府事業は總へて收益の民業に比して遙に少なるの非難あるのみならず、政府にして過大の土地を所有するに於ては是れ取りも直さず民業の一部を殺くものにして政府として國民經濟上決してなすべきのことにあらざる也。特に農業は漸次周約農法によるを可とす、然るに官有地は之を行ふに適せざると以て見れば官有の土地は經濟上宜しく民有に歸せしむべきものたらずんばあらず。

(三) 終りに官有土地の政治上に及ぼす弊害としては議院政治を危ふするの虞あり。蓋し歳入にして主として官有土地より出づるに於ては政府は勢ひ議院の監督權を無視するととなるべく(租税の如き直接人民の頭上に落ち来る収入と此種の歳入とは此點に於て異なる)又議員選舉の際にありては其小作人に對して

選舉關涉をなすの虞少からざれば也。

之に對する存置論者の説は大要左の如し。

(一) 論者は官吏事業の弊を説くと雖も官有土地は必ずしも之を政府直接に經營するの必要なく之に代ふるに適當なる長期小作法を以てせば此弊を防ぐと容易なるのみならず手續繁雜といへる非難の如きは下級の自治體に對しては穩當ならざるの非難たらずんばあらず。加之國家等にして公債を募集する等の場合に於ては官有の土地は實に其信用の基礎となるの利あり。且つや土地の收益は經濟上次第に増加すへきものなるを以て政府の利益としては之を保存するにあると論なし。若し夫れ之を拂下くるとあらんか之れ取りも直さず國家永遠の利益を現在の特別の私人のために犠牲に供するに外ならざる也。

(二) 論者は官有土地を以て經濟上不可也と爲すと雖も此等の非難はすへて適當なる小作法によりて除くとを得るのみならず政府にして土地を所有するときは之を以て適當なる小作法を行ひ若くは時々小區域の拂下をなして以て社會政策上の需要に應ずるとを得、又勸業場等を設置するに便也。特に論者は官有

土地を以て民業を縮少すといふと雖も租税が人民の經濟上に及ぼす影響に比して其範圍寧ろ狭少也と言て可也。

(三) 論者いふ所議院政治を無視すると否とは一國政府當局者の公德心によるとにして一概にいふとを得ず。特に選舉關涉の點たる普通選舉の行けるに國には當らざる也。其は暫く措くとするも政府は軍事其他の行政上土地を要するの場合少からず若し此時に當て政府自ら之を所有するに於ては大に便也。特に皇室費に取りては土地財産を所有すると政治上經濟上皇室の地位を安固にするを得るの利ありと。

此兩説たる何れも一理ありて必ずしも絶對的に拂下げを可といふ論據もなければ必ず保存せざるべからずといふ理由もなし、從て特更に之を増加するの必要もなければ強て之を拂下くるにも及ばず、時と所とにより決するの外なき也。然し政府に於て間々之が拂下の必要に接するとあり斯かる場合には如何にして之を處理すべきや豫め攻究するの價あるとなりとす。仍て左に之に關する二三の注意を述へ置かん。

此拂下の必要の生ずるは臨時非常の場合特に戰爭の場合等也。然し斯かる場合に拂下を實行するは甚た宜しからず。戰爭等の場合には一般に土地の價格下落するのみならず一時に巨額の土地を市場に賣出すに於ては其價一層の下落を生ずべし。故に此場合には國債又は租税を以て之を支辨し其公債に出でたる場合には他日政治上の動搖の落着き經濟界好況に而も金融の緩慢なる時を待て徐るに土地を拂下げ以て國債の償還に供せんには一は國債に對する信用を維持し又一には土地の賣價を保持するを得るの利あり。然り而して土地拂下の部分に至ては成可く政府により不利不便なるの地若くは社會政策上必要なる地方等を先づ撰むべき也。而して拂下げの地域は適當に小分して社會政策上土地兼併に陥らしめざらんとを計るへし。拂下げ地域の大なるときは土地兼併の弊を醸し易きのみならず之が需要者少なく隨て其價割合に廉なるを常とすれば也。又拂下代金の納付に付ては成る可く拂受人の便宜を計り此代金は之を臨時歳入として臨時費の支辨に充つるを適當とす。蓋し之を以て經常費に充つるとせば限あるの財産を以て限りなきの經費に充つるの結果となるべければ也。唯經常費の中に

ても特別の地位を有する公債費等の支辨に充つるとは例外也。

官有地を管理する方法大別二あり、一は直接管理法にして他は間接管理法也。

①直接管理法は國の官吏若くは附屬農夫をして直接に管理せしむるものといふ。此方法は嘗て農法の發達せず粗笨農法行はれ管理方法の隨て簡易なるを得たる時代特に人民の勞力を徵發するとの盛に行はれたる時代に在りて寧ろ便宜なるものたりし也。然れども今日に於ては其不便言ふへからず。人民の勞力を直接に徵發すると殆ど行はるへからざるのみならず農法大に發達して漸く周約農法となれり、此時に當りて此方法によるは甚だ難し、况や官吏の事業は概して不親切にして而も手續繁雜に従て收益大ならず、財政上又豫算の變動を受くるとあるを免れざるをや。然れば今日に於て之を實行するは僅に荒廢の地を整理する場合農事試験場等に用ゐらるゝものあるのみ。

②間接管理法又一に小作法といひ、貸付法といふ。此法の漸く行はるゝに至れるは獨逸の農學者テール氏以來のとなりとす。氏は切りに山林礦山等と農用地との間に管理法を異にすべきを説き、後者は宜しく間接管理法によるべきものなりと

いへり。思ふに此法の利益たる財政上にありては豫算の確實を確保し、財政上の經理費を減少し兼て又之に放下する資本を亡失するの危険を免るゝを得るのみならず行政上之が監督容易にして國の經濟上其收益一層大なるべきの理也。尤も爲に盜賊農法に出て地力を消耗するが如きとなき様特別の監督を施すとを要するは勿論也。小作法は種々の觀察點により種々に分類せらる、或は貸下の期間を標準として定期小作法、永代小作法とし、或は附屬物の分合を基として一般小作法、特別小作法とす。更に其地域の廣狹により大小作法、小小作法とす。而して右の大小の分界に至ては固より劃然たる標準なしと雖も概して小作を採るを可とす、何となれば此法による時は政府の煩勞は多かるべきも而も財政上小作料收入の點國の經濟上周約農法の點並に社會政策上の利益大なる者あるべければなり。而して所謂特別と一般との區別の標準たる附屬物とは土地に附隨せる一切の設備即ち附屬建物、据付機械の類也。此等はむしろ一般の法によるを便とするが如し。更に又定期永代何れを撰むべきやの問題に付ては予はむしろ前者の可なるを覺ふ、如何にも前者によるときは間々盜賊法の行はるゝ恐なきにあらずと

雖も此の如きは之を防ぐと敢て難からざるのみならず、後者によるときは國家の財政上甚だ不利なるを以て也。蓋し土地の収益は漸次増加するに永代法によるときは國家の得る所が一定不動なれば也。然れば定期による場合と雖も借受人の權利を保護し一定の期限後彼等が其事業を繼續するに便宜なる道を與へ以て彼等をして其土地を丁寧に使用せしめ、永代による場合と雖も其小作料に付ては一定期間を限りて更に改定するを得るの條件を附するを要す。若し夫れ此の如くに弊害を防ぐの道を講ずるに於ては其孰れの途に出づるも大なる差異なきととなるべし。

次に定期の作法につき問題となるは期間也。若夫れ永きに過くるに於ては殆ど永代小作法と撰ふなく若又短きに失するに於ては盜賊農法の行はるゝ機會多し。其他地代を定むるには或は競争によるべしといふあり、或は貸下當時の収益を審査して定むべしといふもありと雖も何れも適當と認むるを得ず、前者は盜賊農法に流れ易く後者は査定困難なれば也。故に其實際行ひ得べく又適當なるは從來の地代に基き兼て近傍に於ける當時の地代を斟酌するの法也。而して又貸付法

此につき重要なるは保證金の制度也。保證金とは主として地代の滞納若しくは土地及附屬物に損害を加へたる場合に之を補償するの用に供せらるゝもの也。獨逸等に於ては其金額は地代の五割乃至十割也。終りに永代貸付法と定期との間には單に期限のみならず從て生ずる權利に大小あるとを注意せん。永代法にありては其權利を賣買讓與し又相續するを得るのみならず、政府にして土地を賣却するときは多少の優先權を有する等の特權あるを例とす。

第三節 官業論

若し廣く官業と稱するときは農業も亦一の官業也。然れば嘗て一般に行はれたるか如き直接管理法時代の官有農用土地収入は又官業収入の一と爲さるゝるべからず。然れども今日に於ては殆ど間接管理のみ行はるゝを以て官業としての農業は重要ならず、今日に於て官業と稱し得べきは林業、礦山業、工業、商業及び交通業のみ。嘗て佛國に於ては諸多の大商工業を以て一の國家特權と爲し盛に之を營みたるとありたりと雖も一たび重農學派及び正統學派の相尋て起るに及びては其不當なる所以のもの漸く明となり今日に於ては彼等の説の數多くが眞理に適

合せざる所以明となりたるに拘はらず此點に至ては尙ほ動かすへからざるものと認められ一般に官業を排斥するの風あり。蓋し官工商業は農業又は官有土地管理の場合と異り人民の産業の一部を奪ふと著しく人民と經濟市場に相競争するの結果となるのみならず其収入も亦不確實にして豫算の整理上非常に不便なるを以てなり。然れば今日に於て此等の官業にして行はるゝは單に國家の自ら直接に爲すとの公益上必要なるか、私人の力爲し能はざるか又は財政上特に收入の方便とするに適當なるか如き場合に限るなり。此等の官業の一種にして獨占といへる形式あり。近時重要な地位を占め來れりと雖も是は公經濟的歳入に屬して此處に論すへきの限にはあらず。

官林業　方今各國に於て多少の國有山林を有せざるはなく其の比較的少きものにありても尙ほ今後一層の擴張を爲さんとするの傾ある所以のものは何そや若夫れ單に財政上收入を擧ぐるの點のみよりいふときは其管理費用の大なる其収益の小なる或は却て之を拂下くるの利益あるやも知るへからず。而かも各國之を取てせざる所以のものは何そや是れ實に公益上の理由あるによるなり。尤

も國有の山林と雖も敢て公益上の理由の存せざるものなきにあらずと雖も其の主要なる部分は即ち公益上の理由の爲めに存するなり。山林の公益上の理由とは他にあらず水源を涵養し、水害を豫防し氣候を調和し將た廉價なる材木薪炭を供給するの上に於ける利益是なり。此理由あるにより方今森林の國有に反對するものなく各國亦現に廣汎なる森林を所有し尙ほ一層之を擴張せんとを計らざるはなし。若夫れ一國の公益上其必要あるを認むるに於ては宜しく特段なる注意を施し民有林と雖も之を買上くへきや論なし。然し其の公益に關係なきものに至ては濫りに之を保存するの必要もなければ之を拂下くるも妨なし。特に未開の國に在つては其の公益に關係なきの林地は宜しく開墾するとなくんはあるへからず。然り而して森林地の管理は宜しく直接管理法によるを以て適當とすべく小作法によるへからざるなり。

官礦業　嘗て鑛業を以て一種特殊の事業と爲し専ら官業に限りたるとなきに非すと雖も今は其収入の不確實なるよりして官業として不適當なるものなると明となり殆ど官業として之を行ふものなし。獨り鑛物中一般消費品にありては

特に人民に完全なる消費物を供給し若くは可成廉價なるものを供給するの公益上の目的と併せて多少之により政府の収入を擧ぐるの目的を以て官業と爲すとは間々二三國の實行する所也例せば獨逸に於ける食鹽の如し。斯の如く近代に在りては官礦業は一般に其重要を減したりと雖も嘗て國の經濟の發達せざる時代にありては例せば我か明治維新の初頃の如き鑛業其他後に述ふべき大工業を以て官業と爲すの必要なきに非ざりき。是れ畢竟此時代にありては資本の大なるもの獨り國家に望むべく熟練なる技術家を雇入るゝの便並に失敗の場合に於ける危険負擔の如き當時國家にのみ能く留み得へければなり。特に外界の競争の激烈ならざる時代にありては國家の經營するも左迄差支あるなきなり。然れども國の經濟の漸く發達するに及ては此等の必要と事情とは大に薄らぎ行くを以て勢ひ之を私人に營ましむるの利益を見るに至れり。然れば國有の礦山は英佛に於ては全く之を存せず但た他の諸國にありては尙ほ多少其遺影を存す我國亦た然り。

官工業 前來屢々述べたる理由に基つき工業も亦官業としては不適當なる事

業の一たると漸く明になれり。今日に於て尙ほ存在するは軍事上政治上特別の技術若くは特別の秘密を要する工場軍事上經濟上必要なるも而も人民の力の及はざる工場人民を教育する目的を有する模範工場其他近世工業の性質上他の官屬事業に附隨する工場の類也。而かも其第二のものに至ては必ずしも政府直接に之を爲すを要せず或は之を民業と爲して政府が之に適當の補助を與ふる方むしろ國民及政府の爲めに利益ならずや問題也。第一種の例は砲兵工廠造船所印刷局の如きにして第二種に屬するは製鐵所の如きなり。第三種は普魯西の製陶場第四種は機械の修繕所の類也。孰れにもせよ此等のものは強て絶対に官業を必要とする譯に非されは一旦其必要の止むに於ては寧ろ之を民業に讓るを以て適當とすへし。

官商業及び交通業 前述へたる所により明なるか如く官業は決して望ましきものに非るが特に商業に至ては投機的の分子を含むと甚しきを以て其國家事業たるに不適當なるはいふに及はず然れば今日に於て之を行ふは單に富強業煙草專賣の如き國家獨占事業に止まるなり。唯た交通業中鐵道業に至ては現今政府

か營業として之を行ふの例少からず、我現行法亦此趣旨より成る。尙ほ此に中央銀行につき一言附記せんに、曩きに租税の部に於て我國の中央銀行に對する態度の一端を述べ置きたるが中央銀行に對する諸國の態度は必ずしも一樣ならざるなり。尤も多數の國は我國同様私立の一銀行と爲せとも露西亞の如きは之を全然官設と爲し獨逸の如きは資本の一部を國家自ら提供し其他私設のものと同様も多少特別の監督制限を置く、而して中央銀行より入るの收入は之に對する態度の異なるによりて其種類部屬を異にすといふへし。露國若くは獨逸等にありては寧ろ一種の官業收入と稱して可なるべく我國の如きにありては其の租税たるや略なし。抑も政府が特に銀行と密接の關係を有せざるを得ざる所のものは實に現金出納の事務也。嘗て實物經濟の行はれ國家の收入支出は凡へて現物を以てしたる時代は兎も角方今の如く貨幣經濟の世となりては歳入及經費の出納の如き之を銀行に依頼するは實に官吏をして直接取扱はしむるに勝るや多し、管に實際の取扱上便利なるのみならず一國の金融上少からざる利益あり。蓋し假令一旦收入するも政府は之と同時に直に支出するの必要なし、是時に當り徒らに之を金

庫に藏して用ゐざるとあらんには一國の流動資本を眠らしめ爲めに失ふ所の利子少からされはなり。然れば我國を初めとし政府現金出納の事務は舉て中央銀行をして之を管理せしむ。今日文明國に於て之を大藏省の直管と爲すは獨り米合衆國あるのみ。政府が中央銀行に待つ所は獨り此のみに限らざるなり、公債の管理の如き又實に其一なり、而して尙ほ之よりも重要なるは兌換券の發行なり。此事たる嘗て何れの國に於ても地方分權的狀態にありしが今日に於ては中央集權若くは統一主義が漸く行はるゝに至れり。然り而して此等の事務を司る所の中央銀行は果して官設と爲すへきや私設と爲すへきやは實に政治上經濟上財政上の一大問題たり。官設を可とする者は曰く凡そ金融界の調和換言すれば通貨の伸縮と利子歩合の平準を留保するか如き事とは決して私利を營むの念を以て爲すへきとにあらずして宜しく公利公益の念を以てせざるへからず、是れ私設に於てよりも官設に於て一層望むとを得へきの事たり、管に之のみならず方今大資本家經濟社會に其勢を専らにして小資本家屏息の状あり、金融上此等の小資本家を助くるは最樞要のとなして此事官設銀行に非されは望むとを得ず、况や私設

銀行の株主は通常大資本家にして私設の中央銀行は彌々大資本家を跋扈せしむるに至るべきをや。尙ほ官設の附隨の利益として兌換券發行の利益を凡へて國庫に收むるを得へしと。之に對す、私設論は主として國民經濟上の見地より來るものなり、曰く官設の中央銀行は財政と國の金融界とを混同せしむ、換言すれば當局者が財政の困難を救ふか爲めに兌換券を増發して金融市場を紊すの弊あり、又曰く官設中央銀行は金融市場をして國家の權力特に當時の財政當局者に屈せしめて其獨立心を失はしむるのみならず國の政治上の方針か經濟界を動すの影響を見るに至る、又曰く外國と戰端を開く場合に於て敵國に掠奪せらるゝの虞ありと。思ふに双方の議論たる一利一害ありて未だ容易に孰れを適當と斷言し難し、唯た國情と時勢とによりて決するの外なかるへし。然し實際多くの國に於ける中央銀行は即ち私設にして通例兌換券の發行及び國庫金の取扱を爲す。其他多くの國にありては公債の管理をも併せ委任すれとも佛蘭西に在りては政府自らす。兎に角中央銀行は國庫金の取扱及び兌換券の發行よりして非常なる利益を受くるはいふに及ばず、是に於てか之が利益補償の問題起らざるを得ず、特

に兌換券の發行は特別の條件の下に一種の手形を發行して法律上の貨幣たるの效力を有せしめらるゝものなるを以て其利益や決して重からずとせず、隨て中央銀行が相當の負擔を爲す所あるべきは勿論なり。今之が制度を諸國に徵するに其負擔の最も輕きは英佛澳等の諸國にして唯必要の場合に政府に貸付金を爲し又公債の募集等を管理するに止まるなり。然し我國の法は實に之のみならず嘗ても述べたる如く兌換券の發行高に應じて發行税を課し、反之獨逸帝國銀行を初めとし二三國の中央銀行は一定の歩合を以て其利益を政府に配分するものとす。例せば獨逸帝國銀行にありては其利益資本額の四分五厘以上のときは其四分五厘以上の利益は政府及び株主の等分とし八分以上のときは其八分以上の四分の三は政府の所得とす。憶ふに日獨兩國の主義を比較するときは寧ろ獨逸主義の方となるに非すや。察する所日本法の主意は其私設の一會社たるに基つき株主の權利を尊重するに出でたるなるへしと雖も其の既に國家的の機關にして通常の私設會社と同一視すべからずとせば強ち株主の權利のみを顧みるの要なきには非るか。况や發行額は銀行利益の絶對の標準とならず特に利益歩合の計算

は商法に従ひ當然爲すべきとして左迄特別の手續を要せずと雖も平均發行額に至ては特に面倒なる計算の勞を要するに於てをや。次に國庫金の取扱に關しても亦頗る利益する所多きを以て之に對して相當の補償を爲さしむるを至當とす我國の法は單に國債の管理を取扱はしむるに過ぎされとも英國等に於ては國庫金に對し預金の取扱を爲し相當の利子を附すると爲せり。

第四節 任意寄附金

嘗て歐洲の中世に在りては戰爭若くは王宮の造營等臨時必要ある場合に國民に強制的寄附を命じたるもありと雖も今は行はれず其の之に類似のものありと雖も寧ろ租税として行ふなり。此に所謂寄附とは任意的の寄附にして人民が任意に政府に納付する所のものなり。此の如きの寄附に二様あり一は一般的の寄附にして他は特別的の寄附也。前者は一般的の事業に付きて汎く人民の納付を獎勵するものにして後者は特別の利益を受くる者に對して特に之か納付を獎勵するものなり。我か製糖費、献納金、市町村に於ける學校建設費、町村役場建築費、献金の如きは前者に屬し道路を築くに當り沿道の地主に特別の献金を獎勵するか如

きは後者に屬す然り而して此等寄附の行はるゝ難易は當該地方人民の公共心發達の程度如何によるや多し。

財政學(完結)

ア
1511

1

